

平成29年第3回東大和市議会定例会会議録第21号

平成29年9月11日（月曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（29名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	総務管財課長	岩本尚史君
市民部副参事	宮田智雄君	健康課長	志村明子君

環境課長 関田孝志君  
都市計画課長 神山尚君  
建築課長 中橋健君  
給食課長 斎藤謙二郎君  
選挙管理委員会  
事務局長 塚原健彦君

ごみ対策課長 中山仁君  
土木課長 寺島由紀夫君  
教育総務課長 石川博隆君  
社会教育課長 佐伯芳幸君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時28分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（押本 修君） 9月8日に引き続き、20番、木戸岡秀彦議員の一般質問を行います。

○20番（木戸岡秀彦君） おはようございます。

先週の金曜日に引き続きまして、再質問をさせていただきます。

今回、2番の学校給食センターの②番の委託業者の運営の現状についてお伺いをいたします。

委託業者になって変わったことというのはありますでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 調理配膳業務の委託事業者は、ほかの自治体で給食センターの業務、豊富な実務経験ございます。そういうこともございまして、市との連携、協力によりまして、さまざまな面で委託したことの特長というものはございます。給食の充実につながっていると認識しております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） できればもう少し詳しく、よくなった点を含めてありましたら、お願いいたします。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 具体的に5つ項目が挙げられます。

1点目といたしましては、衛生管理の徹底、また調理の各工程におけるタイミングやさまざまな手法、そういうノウハウを発揮しているということが1点目です。

2点目につきましては、市では取り扱ったことのない新しい最新の調理機器が多数導入されておりますけれども、使用の経験者がいること、またその使用の実績を踏まえて機能を十分に引き出す、そういう形で生かしているということが挙げられます。

3点目といたしましては、市にとっては初めてのアレルギー対応食でございますが、実務経験がございますので、市との連携のもとで事故の防止に努めていること。

4点目といたしましては、栄養士が調理の最中に調理員の個々の指示等からは離れることができましたので、その間、食育その他の時間、事務に時間を向けることができていること。

最後の5点目といたしましては、今回、調理と配膳の業務を一括して委託いたしました。このことから、さまざまな面で、特に労務管理の面では、そのさまざまな調整ですとか事務から軽減されましたので、ほかの事務に集中することができたと、そういう環境が整ってるということで、全般的に給食の充実につながっているという認識でメリットを感じております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

かなり効率化されて、内容も充実してきたということですが、この委託業者、私もよく知ってるんですけども、全国で1,000校に及ぶ学校給食をやられて、9万食をされてるということでお聞きしております。

今委託業者と定期的な打ち合わせを行ってるということですが、この頻度と出席の対象者、内容等がわかれば教えていただきたいと思っております。

○給食課長（齋藤謙二郎君） 委託業者との打ち合わせでございますが、打ち合わせは献立ごとに行っておりますが、おおむね週1回程度実施しております、市の栄養士と調理配膳業務委託事業者の副責任者と実施しております。

なお、献立内容により責任者の方の出席や、班長、アレルギー対応責任者の方の同席されるということもあります。

打ち合わせの中では、当該献立の野菜のカットの仕方など、調理方法や過程など調整し、調理配膳業務委託事業者からの提案などもございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

それと、今回初めて夏期休暇がございました。長期休暇中の人数は大幅に減らして、調理器具の点検、清掃を行ったということですが、通常の人数と長期休暇中の人数、今回、実施してみてどのようだったか、お聞かせいただきたいと思えます。

○給食課長（齋藤謙二郎君） 夏休み長期休業期間中の人数でございますが、通常の給食運営期間中は調理場のほうで約80名が勤務してございます。午前中の人数ですと70名、午後の人数ですと40名、おのおの大体という形にはなりますが。それに対しまして、長期休業期間中ですが、パートタイムの方、約70名の方は休みとなりますので、正社員20名のみとなり4分の1まで減ってございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

また、これに関しては後ほど述べさせていただきますけれども、続きまして③の試食会と見学会についてですけれども、今まで実施した試食会と見学会の内容の詳細についてお聞かせいただきたいと思えます。

○給食課長（齋藤謙二郎君） 試食会、見学会の内容と詳細でございますが、まず実施状況等でございますけれども、市内の小学校、PTAを対象として1学期中は学校での試食を1回、給食センターでの見学・試食会を1回実施しております。2学期以降につきましても、現時点で7回程度を予定してございます。10月には、市内小学生の社会科見学、そういったものも予定してございます。また、内容につきましては、見学窓、調理場内に設置したカメラ映像による調理風景の見学、あとパワーポイントを使用した説明のほか、旧センターで使用した蒸気回転釜を設置し、かきまぜ体験、そういったものを行っていただくと、そんなことを実施してございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

答弁のほうで今後の見学会、実施の予定を聞いておりますけれども、これに関してはどのように広報されて、また、もう申し込みが始まっていると思うんですけど、状況はいかがでしょう。

○給食課長（齋藤謙二郎君） 見学実施状況でございますが、一般の見学を含めまして今後も実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今回9月に実施する予定になっておりますが、その状況をお聞かせいただきたいと思えます。

○給食課長（齋藤謙二郎君） 今回9月28日に実施するわけでございますが、現時点で申し込みのほうは7名ご

ざいます。世帯数でいいますと、たしか記憶で済みません、6世帯であったと思います。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） これは広報の仕方によってかなり人数、逆に足りないのかなと思いますので、しっかり広報を、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

訂正なんですけど、先ほど試食会及び見学会は③と言いましたけど、④の間違いでございました。

続きまして、学校給食センターの業務内容の今後の取り組みについてでありますけれども、新たな事業展開を進めていくということで答弁がございました。何か検討していることがありましたらお聞かせください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 今後の新しい学校給食センター、こちらのほうの課題でございますが、長年の懸案であった個々食器の導入、時代の流れとともに必要になった衛生管理、アレルギー対応、そういったものを含めて今年度実現いたしました。これに伴いまして、個々食器を使用した正しい食事姿勢の指導、衛生管理のより一層の向上、アレルギー除去食の確実な実行、そういったものはもとより、施設見学、試食会のより一層の推進や、このたび導入いたしました調理配膳事業者との連携による新献立、そういったものの作成など多くの事項がございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

これは以前、私、一般質問で、昨年第2回定例会でもお話をさせていただきましたけれども、岩手県の遠野市の例をお話をさせていただきました。2つの給食センターが、老朽化によって新たに平成25年の11月、学校給食センターの機能に加え高齢者向け配食サービス、給食、総合食育の推進、防災の新しい機能を持つ総合教育センターが開設をされました。

先日、この遠野市のセンターの所長とお話をさせていただきました。この給食センターに関しては、委託業者も本市と同じであります。小学校11校、中学校3校、支援学校3校ということで、食数は少ない、2,500食ですけれども、会議室なども一般に提供して、有料で提供しているということです。ここでは食育事業も、小中学校ではなく青年とか中高年を対象に食育事業が開催をされています。また、地域住民を対象にした試食会、これは新しい試みとして婚活料理教室というも行われたそうでもあります。高齢者配食に関しては週3回、弁当の宅配を行っていて、利用の登録者45名。この高齢者に関しては、社会福祉協議会が今までやっていた、これを引き継いで実施されて、一元化されているということです。今後、市内にある2校の高校についても、給食を提供していくという予定になっているそうです。

また、調布市ですけれども、調布市では社会福祉協議会が行っている学校給食の時間に合わせて、高齢者が学校に訪問して児童とともに給食を食べる取り組みを行っている。また、海老名市では、高齢者が幼稚園給食の配食を行っていて、現在、小学校12校、1校は自校式ということですが、7,320食を提供しているということになります。

給食センターの取り組みに関しては、私ども公明党派でも、子供の食育の推進、アレルギー対応、個々食器の導入などの必要性を訴えてまいりました。市として推進をしていただき、高く評価をしているところでもありますけれども、先ほども触れました長期休暇中の期間の活用ということも含めて、将来的には学校給食センターと行政サービスの拠点、提供拠点の1つとして給食と福祉、給食とコミュニティ支援、先ほど言いました高齢者配食とか学童を含めて、異なる分野の連携を視野に入れ、検討していただきたいと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 給食センターが稼働いたしまして、先ほど課長から答弁ございましたように、1学期は特に立ち上げの安定稼働ということに力を置きました。2学期以降につきましては、それを踏まえて新しいセンターを生かした見学、視察、試食、そういうものを、まずは近隣の方々に声をかけさせていただいたのを皮切りに、学校の児童・生徒の保護者、そして子供たちの社会科見学など、学校教育としてのセンターを活用するという方向に、今後、力を置いていきたいと思っております。

今さまざまな他市での取り組みというものも御紹介いただきました。東大和市におきましても、昨年度、周年行事で学校給食を地域の方、さまざまな異世代の方もお招きして、御一緒に周年行事の趣旨に合わせて、地域の方と学校を取り巻く今までの思いとか、学校、子供たちに期待していること、また地域の方がこういうふうに、いつも子供たちを見守って応援してくださってるというようなことが感じとれるような、一緒に給食をとるといふことも実施した事例がございます。新しい給食センターにおいても、そういう工夫が、実践例がございますので、他校にも、全校にも広げることが可能かと考えております。まずは学校給食の安全安心、そして安定な提供というのが第一でございますので、これをしっかりやった上で、その中で今後に向けても給食センターを生かした取り組みというものにも研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○**給食課長（斎藤謙二郎君）** 先ほど私のほうで答弁させていただいた内容の訂正を、申しわけございません、させていただきます。

先ほど9月28日、試食会の人数、7名ということでお答えしたんですけども、済みません、1名ふえておりまして8名になってございました。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

給食センター、立ち上げてまだ半年余りということですので、これからさまざまなことの取り組みが始まると思いますけれども、他市でうちに取り入れられるようなものがございましたら、ぜひ視察とか見学に行ってくださいまして、研究をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお話をしたいと思っております。

この質問は終わりにしまして、次にAEDの活用と増設についてお話をさせていただきたいと思っております。

前回はAEDについてはお話をさせていただきましたけれども、時間切れのため話ができなかったものですから、再質問をさせていただきます。

まず、AEDの設置場所を市民に対してどのように公表しているのかお聞かせください。

○**総務部参事（東 栄一君）** AEDの公表についてでございますけれども、現在、市の公共施設に限りますが、そちらにつきましては市の公式ホームページに、AEDの設置場所として公表してるところでございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** わかりました。

それで、またこの設置に対して、設置の基準についてお伺いをいたします。

○**総務部参事（東 栄一君）** 市としてのAEDを設置する基準というのは特に設けてはございませんが、一般財団法人日本救急医療財団が策定したAEDの適正配置に関するガイドラインというのがございまして、こちらでは市役所や公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設につきましては、AEDの設置が推奨される施設となっております。この辺の考え方を鑑みまして、現在、庁舎を初め各公民館、市民センター、子育て支援センター、各小中学校と、ほぼ全ての公共施設には設置されてると認識してございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 先ほどAEDの設置の公表ですけど、なかなか市のホームページだけだと、なかなか見る人も限られてると思いますので、これに関しては市報とか、さまざまそういった紙媒体も含めて、ぜひ公表していただきたいと思いますので、これ要望としてお訴えをさせていただきます。

続きまして、①番の小中学校の野外設置に関してですけれども、現在、小中学校のAEDの設置場所ですけれども、用務員室、また玄関付近に設置してあるという答弁でありましたけれども、これ全校同じ場所で設置してあるのか、また設置の個数についても伺いをいたします。

○教育総務課長(石川博隆君) AEDの校内の設置場所でございますが、統一的なものでございませんで、各学校におきまして、昇降口ですとか、主に玄関、用務員室が多うございませけれども、そういった形で各校に1カ所、それから中学校におきましては第一中学校のほうですね、体育館の入り口にAEDが1カ所という形で、小中、合わせますと16カ所設置されてございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

この休日、夜間、市民が利用できるように、わかりやすく表示をしているという答弁をいただきましたけれども、実際に休日とか夜間、何か起きた場合に市民がすぐ使用できるような状況になっているのでしょうか。

○教育総務課長(石川博隆君) AEDの看板の設置場所につきましては、確実に外部の方にもわかるようなところということで、平成24年3月8日付の教育長名で文書を発出しまして、校内体制の整備、意思統一を図ってございます。まず1つ目としまして、学校にきた人が必ず目にする場所であること。正門、昇降口、事務室等です。それから、2つ目としまして、夜になっても照明等、明るい場所で、見やすい場所であること。3つ目としまして、校舎内だけでなく、校庭、体育館利用者も目にする場所ということで、校庭側の窓ですとか体育館入り口、渡り廊下等ですね。それから、4番目としまして、必ず複数箇所ということで、最低でも5カ所以上、そういった設置場所の看板、設置するよにということで指導してございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) AEDというのは、すぐに使えて命が救えることができます。これに関して、時間が勝負であります。ここ数年を見ますと、新聞とか報道でもAEDに対してのさまざまな取り組みについて紹介をされています。今回、愛知県の中学校の武道館で、武道場の剣道教室で、夜の8時に会員が心臓発作で倒れたという記事が載っておりました。この朝日新聞の6月18日付でありましたけれども、これ紹介をさせていただきたいと思います。

AED、すぐ使えてこそ命を救うと。先日、地域の剣道教室で会員が心臓発作で倒れた。平日の夜8時ごろ、場所は中学校の武道場だ。職員室にAEDがあることを知っていたのでとりに走った。しかし、明かりはついていなかったが、インターホンに回答はなく、中に入れなかった。幸いにも救急救命士と警察官と一緒に稽古しており、救急車到達まで心臓マッサージによる心肺蘇生法を施し一命を取りとめた。学校は地域のスポーツ団体が利用することも多く、夏にはプール開放もある。私の住む市では、職員室にAEDが置かれることが多い。だが、夜間に閉まる場合にあっては、いざというときに役に立たない。体育館やプールの近く、また盗難の心配や予算の問題はあるかもしれないが、校庭に置くことも検討できないだろうか。AEDはすぐ使うことができ、初めてかけがえのない命を救う宝となる。皆さんもAEDが学校や地域のどこに設置されているかを確認するとともに、正しい心肺蘇生を学んではどうだろうというのがございました。

大和市でも、夜間、体育館で心肺停止に陥る事故が起きた際、AEDが使用できなかったという例がありました。やはり必要なときにAEDを持ち出せるという環境整備が必要と考えますけれども、現在、小中学校で今多くなっているのが、野外型収納ボックスを導入して、小中学校の野外に移設しているケースがふえています。先ほど大和市も、校内でしたけれども、事故を機会にことしの3月に小中学校28校に野外に設置をしております。現在、野外移設をしている学校が、先ほど言いましたようにふえておりますけれども、ぜひこの件に対しても、私、増設もそうですけど、増設以外でも移設ということも検討していただきたいと思っておりますけれども、これに関してはいかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 小中学校に現在設置されておりますAEDに関しては、まずは学校の生活、児童・生徒の安全を守ることが最優先のものでございますが、現在、先ほど御答弁ございましたように、学校施設の開放にも対応しております。また、世話人会等にも、その周知も図っておりますので、現時点においては現状の運用をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 野外と言いましたが、屋外ですね。済みません、失礼しました。

これに関しては、この数年でも事故等が起きております。そういった意味では、検討してないという状況ですけども、やはりいざというときにすぐ使えなければ、やはり置く場所がわかっている、逆に中に入れて使えなければ意味がありませんので、これに関してはぜひ検討、研究をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、②ですね、コンビニ設置の推進についてですけども、前回の定例会でもお話をさせていただきましたけれども、やはりAEDはいざというときに使用できなければ設置の意味がありません。誰でも、いつでも利用できるコンビニは最適な設置といえます。この多摩地域のコンビニですけれども、約1,600店舗以上あります。そのうち、東大和市、当市の協定、締結をしているセブンイレブン・ジャパンは全体の4割を占めていて、今後とも増加していくと予想されます。今年度も1店舗ふえました。それだけ市民の利用ニーズが高いことを示しております。平成27年5月31日の時点で、セブンイレブンは81団体、多摩地区は10市、724店舗でAEDは設置をされています。現在はふえていると思っております。当市では、コンビニは35店ありますけれども、そのうちセブンイレブンが15店、イトーヨーカドー、セブンイレブン・ジャパンに対して設置要請に向けた事前要請を行ったということですけども、これは検討される予定はあるのでしょうか。また、モデル店として設置し、取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○**総務部参事（東 栄一君）** イトーヨーカドー及び、それからセブンイレブン・ジャパンと地域包括連携協定を結んでるということで、そこで毎月、調整会議というのが開催されておまして、先月、私のほうで調整会議のほうに参加させていただきまして、そのセブンイレブンの1店舗でモデル的にでも設置できるものかということについて、ちょっとお話をさせていただきました。

その際、調整会議に出た担当者の方のお話では、そのような依頼や要望は複数あるという話でございました。その担当者の方は、練馬区よりも西側地域を担当してるということで、その区域内でのコンビニエンスストアでのAEDの設置については10店舗あるということで、そのうち1カ所は武蔵野市からの要請で、市が用意したAEDが設置されているという話でした。ほかの9店舗につきましては、地域の自治会からの寄附によるもので設置がされているということでございまして、基本的にセブンイレブンさんの側のほうで費用負担はしないという話の中で、今まで進めてきたという話でございましたので、引き続きこのあたりにつきましては要請



のほう、進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ぜひ、これに関しては検討というか、実施をしていただきたいと思います。やはりコンビニというのはさまざまな、最近、高齢者もよく利用するという、以前に比べてふえてきております。そういう意味では、この設置に関してはぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、あと1点検討していただきたいことがございます。AEDつき自動販売機及び自動販売機とAEDの附帯サービスについてであります。自動販売機と設置するとAEDが無料レンタルできるサービスがございます。これに関しても、ぜひ研究、検討していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 今お話がございましたAEDつき自動販売機、その他でございますけれども、基本的に今まで議員さんの質問の御趣旨からすれば、夜間、休日にいつでも利用することができることを目的とするということでお話があると思ひますが、その自動販売機につけるAEDを使用するとなると、基本的には室外に置かざるを得ないのかなというふうに考えてございます。基本的に現時点では、公共施設では室内に置いてありますし、公園等には今現在では設置はしてございませんので、一応、課題として受けとめさせていただきます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) この自動販売機つきAEDですけれども、これに関しては各自治体でもかなり興味を示しております。これに関しては、さまざま進捗があると思ひますので、またぜひ内容等、提供していきたいと思ひます。また、ぜひ研究をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続いて、今後の設置計画についてですけれども、前回、要望いたしましたけれども、AEDの設置に当たっては操作ができなければ意味がありません。これに関しては要望ですけれども、AEDの操作の市民向けの講習会を積極的に推進を、再度お願ひをしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 講習会につきましては、前回の一般質問のときにもちょっとお話をさしあげましたが、基本的に今、東京消防庁のほうで救命講習を中心になって行っておりますので、私どもとしましては北多摩消防署のほうに、もう少し積極的に講習会を行われるよう話を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) それでは、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。AEDに関しては、本当に命を救う、時間の問題ですので、よろしくお願ひをしたいと思います。

この質問は以上で、続きまして4番目の空き家の有効活用について質問をさせていただきます。

①の空き家の適切な管理及び利活用推進のための実態把握についてですけれども、昨年、第3回定例会でも空き店舗、空き家の活用については質問をしております。今回この空き家について質問したのは、最近、10年以上、空き家になっている近隣の住民の方から相談がございました。樹木が育ち、通行の妨げになり迷惑をしているとの相談が、これは近隣、数人の方から相談を受けました。この空き家が有効活用できないものかと強く感じた次第であります。

先日、空き家、空き地の管理に取り組んでいるNPO法人主催のセミナーに参加いたしました。空き家というのは4種類あるということで、売却用、賃貸用、2次利用、その他、このその他の利用は定まっていない、管理されていないその他の空き家が、今後、急速にふえるということを言われておりました。この空き家に関

してですけども、市民からの相談とか問い合わせの状況がわかればお聞かせいただきたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 現在、私どもでつかんでいる相談件数でございますけども、平成27年度でいきますと29件、平成28年度でいきますと28件、今年度、29年度は現時点までで18件を、問い合わせや苦情等がありまして、主に雑草や樹木の繁茂を何とかしてほしいとか、害虫が発生するので何とかしてほしいとか、そういう苦情がある状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 少なからずそういった情報があるということで認識をしました。

多摩地区における空き家の実態調査の状況がわかれば、お聞かせをください。

○総務部参事（東 栄一君） 多摩地域における空き家の実態調査の状況でございますが、この多摩26市でございますと、平成28年度末時点で実態調査を実施済みが14市ということでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。もう14市。

以前、答弁で空き家の実態調査に対しては、多摩地区はごくわずかということでお聞きをしました。最近、この空き家に関してはかなり社会問題化されております。各自治体も本腰を入れて、この空き家調査を進めています。

今回このセミナーに参加をして、さまざま、これ東久留米で行われたんですけども、お聞きしたところ、東村山では平成25年に空き家の実態把握基礎調査というのを行って600件の空き家が確認されたそうです。平成26年には課題があるとされた管理不全家屋91件について追跡調査を行って、昨年、空き家の可能性の高い建物を外観目視による調査を行っております。

西東京市では、本年7月、この7月から10月、現在、周辺環境の悪影響を及ぼす空き家がないか、市内の住宅全棟を現地調査をしております。東久留米でも調査を実施して、今所有者のアンケート調査を、これから行うということをお聞きしております。

先ほど空き家の実態把握の調査ですけども、市長の御答弁で必要性は認識しているが、多額な予算が必要であるため、低コストでの業務遂行について研究を進めているとの御答弁がありました。何か検討をされているのがありますでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 調査の関係でございます。先ほど議員のほうからもございましたように、ここで各市が着手してくるという状況が続いてますが、これ恐らく空家等対策の推進に関する特措法が施行されたということも関係してるのかなというふうに思っております。前回の議会にも御答弁しあげた予算の関係でございます。例えば隣接してる市で、武蔵村山市さんなんかもこの調査を行っておりますが、武蔵村山市さんなんかは市報をシルバー人材センターに依頼して宅配をしているというような状況で、この調査というのは、恐らく一時のスクリーニング的な、要するにまず入り口のところでふるいにかけるというような調査だと思うんですが、その個別配布とあわせた形の中で行うというふうな手法もとってるよということを聞いております。それですと、言葉はあれですけど、一石二鳥という形で運用することもできますので、そういった方法ができないかを、ちょっと今研究してるというところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

その点も、ぜひ検討、実施を行っていただきたいと思うんですが、国交省が本年度、空き家利活用市区町村

支援事業として予算を計上しております。この空き家対策に関して、調査も含めて国や都の補助金は活用できないのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 補助金の活用についてでございますけども、空き家の対策の支援事業について、補助制度があることについては承知してございます。

基本的に空き家の利活用を促進することを目的としておりますことから、単に実態を把握するというということではないということや、補助率が2分の1だったですかね、一般財源ベースでもかなりの金額がかかるということになるので、現時点では手法のほうを中心に研究をしてきたというところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） この空き家のこの補助ですけども、調査とか、さまざまな改修とか、さまざまなことに利用できるということですので、先ほど部長のほうで武蔵村山の参考の話もありましたけども、それも含めて、ぜひ研究をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、②の空き家バンクの設置についてでありますけども、空き家バンクの設置ですけども、多摩地区の実施状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部参事（東 栄一君） 空き家バンクの多摩地域での実施状況でございますが、現時点で私どもが把握しておりますのは、青梅市と国分寺市の2市が実施していると認識してございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） まだ多摩地区では、空き家バンクがまだ少ない状況でありますけども、本年4月に改正住宅セーフティネット法が成立をされました。秋には事業が開始をされてると聞いております。高齢者、障害者、子育て世代、低所得者などの住宅確保に困難を抱えている人たちを、都道府県ごとに空き家登録制度を新設して、オーナーが登録に応じた空き家を活用し、入居を促進する制度です。これに関しては当市の取り組みの考えはないのか、お聞かせください。

○都市計画課長（神山 尚君） 改正住宅セーフティネット法の関係だと思っておりますけれど、この法律は、まず供給促進計画というのを東京都がつくることとできておることとなっております。まだ東京都が、その供給促進計画というのをつくるかどうかという方針もまだ現状では明らかになっていないというような状況でございます。

それと、この法律に直接の規定はないんですけど、家賃補助なんかの関係の対策もあるんですけど、今申し上げたとおり法律事項ではございませんで、予算措置というような状況です。この補助についても、地方公共団体が補助の対象といいますかね、補助の主体というふうになるんですけど、これについての東京都の考えも明らかになっていないというような、今現状ではそういった状況ですので、今後、東京都、それから近隣市などの状況を、これから注視していくというような段階でございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

これからということだと思いますけども、これに関しては居住支援協議会という多摩地域の各市でも行われてるということで、調布市、多摩市、日野市、八王子市、官民共同で情報提供を行ってると聞いております。この改正をされたばかりですので、今後、取り組みが加速していくと思っておりますけども、他市の状況もぜひ参考にしながら研究をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

③の他市の取り組みについてでありますけども、この他市の取り組みについては、昨年第3回の定例会の答弁で、茨城県のひたちなか市の空き家対策に関して、先進的な取り組みがされてるということで、当市も視

察されたとお伺いしましたが、内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） まず、基礎的なお話になりますけど、ひたちなか市につきましては、ちょっと古いんですけど、平成24年の統計年鑑によりますけれど、県営住宅、約1,550戸、市営住宅が約1,900戸ということで、市営住宅につきましては当市よりもかなり多くの住宅を管理しているというような状況でございます。

それで、ひたちなか市は、平成27年7月に当市のほうの職員、視察に伺っておりますけれど、伺った話によりますと、財政状況によりまして市営住宅の建設が難しい中、ひたちなか市は老朽化した住宅を除却した際に、市営住宅の戸数が減少する不足分を家賃補助で補完しているとのことでございます。補助額は上限が月額2万円まで、最長で5年ということです。募集戸数は平成22年度から26年度の5年間ですけど——につきましては、毎年20戸、合計で100戸を募集しているということです。

なお、平成22年に入居された方が、5年の期間が満了してすけど、またさらに5年間の補助を継続しているということでございます。

この家賃補助の対象は、民間の賃貸住宅の空き家に限定しているという点につきましては、先進的な取り組みではないかと考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この視察によって、当市で何か参考になる、今後取り入れていきたいというものはございますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 先ほど申し上げましたとおり、家賃補助の対象を民間の賃貸住宅の空き家に限定しているという点につきましては、先進的な取り組みだというふうに考えております。ただ、ひたちなか市の制度は、基本的には公営住宅の補完、代替としての家賃補助でございます。ひたちなか市と当市では市営住宅、それから都営住宅、または県営住宅の管理戸数、大きく違いますので、現状ではそのまま当市に取り入れる必要性というのは薄いかなというふうに考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

当市は、公営、市営住宅はかなり若干ですので、それに関しては参考にならないかと思っておりますけども。

あと、この最後に住宅施策の一環として、ぜひ今後、先ほどさまざま全体を調査するにはかなりコストがかかるというお話がありましたけども、ぜひ今後、予算組みを検討していただきまして、実態調査をぜひ行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後に5点目、市で管理している未利用地の活用についてお伺いをしたいと思います。

未利用地の状況についてでありますけれども、未利用地の数ですけれども、主にみのり福祉園跡、給食センターの2カ所、この3カ所で間違いないでしょうか。それ以外に何か関連するものはありませんでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 答弁にもございましたとおり、実質的に機能していない残地、廃道敷等の未利用地になっている普通財産につきましては、売却をして管理費の経費削減にあわせて歳入確保に努めているというところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

土地の売却処分をしてるということもありました。

この給食センターの2カ所の跡地ですけれども、今後どのようにしていく考えなのか、お聞かせいただきたい

いと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 企画財政部におけます市有地等利活用検討委員会の会議を所管しておりますところから、申し上げたいと思います。

第一学校給食センター及び第二学校給食センターの跡地でございますけれども、検討を始めたばかりであります。有効活用の手法といたしまして、売却のほか定期借地権を設定した貸し付け等、検討の手法の一つに考えられると思いますけれども、現時点では明確な回答はいたしかねるものでございます。

以上であります。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。これに関しては、今後進めていくということで認識をしました。

続きまして、市で管理している市営住宅ですけれども、4カ所ありますけれども、これに関しては入居者も減って高齢化をしております。現在の入居状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 現在4団地に19戸の市営住宅がございます。そのうち2世帯につきましては、現在退去の手続きをとっておりますので、利用世帯については17世帯となっております。また、世帯構成の特徴でございますが、契約上の借り主、名義人として使用者と言っておりますが、使用者につきましては平均年齢が今、約82歳、また同居を含めた全体の平均年齢は75歳という状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 以前、空き家対策に関して質問した際に、市では公営住宅、市営住宅をどのようにしていくかということが課題にあるという答弁をいただきました。これに関して、今後どのようにしていくのか、またどのようにしていきたいのかお聞かせいただきたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都統計年鑑によりますと、東大和市は公社の賃貸住宅などを含めました公的賃貸住宅が約5,200戸、そのうち都営住宅が約3,000戸ございます。都営住宅の戸数は、人口当たりで比較しますと多摩26市の中でも高い水準にございますが、今後さらに660戸程度の都営住宅が建設される予定となっております。そのような中、市営住宅の機能を他の公的住宅に受けていただくというような検討も、今後必要になってくるのではないかと考えておまして、市が現状で積極的に建て替えを行っていく環境ではないかというふうに考えております。現在お住まいの方もいらっしゃいますので、今後、慎重に検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

続きまして、6番目、定住や促進のための住居の提供ということですが、このたび定住人口の増加を目的とした東大和市ブランド・プロモーション指針が策定をされました。その中で、昨年12月の転入者アンケート調査で、転入のきっかけは住宅購入、借家の借りかえと答えた人が30%と多く、東大和市に居住地を決めた理由として住宅の価格、家賃と答えた人が43%と多くなっております。給食センターの跡地ですけれども、先ほど答弁いただきましたけれども、「日本一子育てしやすいまちづくり」を進めていく上で、転入しやすい魅力づくりのためにも、若者支援定住者促進のための定期借地権付きの住宅活用はできないのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの定住促進の用途に向けての給食センター跡地の活用でございますが、先ほども申し上げました繰り返しになりますが、検討につきましては始めたばかりという状況でございます。今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど住宅セーフティネットで、低所得者と障害者とか高齢者、住宅について、子育て世代ですか——ありましたけれども、今東京都でも力を入れているのが、若者支援の定住者対策についてもかなり力を入れております。当市でも今回の東大和市ブランド・プロモーションの指針で、定住者促進ということで大きく掲げております。そういった意味では、積極的に活用をお願いをしたいと思います。

⑦番目ですね、今後の課題と計画についてでありますけれども、利活用については売却を含め庁内で、これ再度の答弁になるかもしれませんが、庁内で検討されているということでしたけれども、現在どのような検討がされているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 学校給食センター、2つの跡地でございますが、市有地等利活用検討委員会という会議体で議題に取り上げまして、検討に着手をしたばかりでございます。給食センター跡地の状況につきましての情報の共有、そして今後、利活用に向けまして庁内の意向などを確認することを現時点ではいたしましたところでございます。先々の具体的な利活用につきましては、今後、検討を進めてまいるといいう状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） この利活用の検討委員会ですけど、これどのような周期で行われてるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 具体的に決まった周期というのは現在つくっておりません。議題が発生した都度、適宜、開催をいたしている状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

さまざま要望等もお答えしましたけれども、壇上でもお話しさせていただきましたけれども、2013年の多摩地域の空き家に関して、多摩地域は10.8%、都内は13.5%、これは東大和市では11.9%と多摩地区でも多くなっております。今後ふえていく空き家も含めて、さまざま利活用をぜひ検討していただきまして、東大和に住みたいと言われるような魅力あるまちづくりを、ぜひ検討していただきまして、私の一般質問を終了させていただきます。

御答弁ありがとうございます。

○議長（押本 修君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時18分 休憩

---

午前10時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 二 宮 由 子 君

○議長（押本 修君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

〔5 番 二宮由子君 登壇〕

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、平成29年第3回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

春夏秋冬、4つの季節を味わいながら暮らしている私たちは、桜が咲くと春が来た喜びを感じ、じりじりとした日差しとセミの声に汗を拭い、涼しげな風鈴の響きや祭りばやしに心躍らせ、虫の音色に耳を傾け、旬の味覚に舌鼓を打ち、冬の寒さに襟を立てる。何げなく五感で感じてる風情と季節の移り変わりには密接な関係性があります。特に花や緑は、春は桜などの花の開花や新緑、夏は太陽に向かって咲くヒマワリや青葉の茂り、秋は風に揺れるコスモスや色鮮やかな紅葉、冬は真っ赤に咲くツバキや落葉など、四季折々に私たちを楽しませてくれます。

このように、私たち日本人は特に意識せずとも、日々、花や緑に触れ、季節の変化を感じ、日常を過ごし、四季とともに変化する自然と上手につき合いながら感性豊かな心を築いてまいりました。また、花や緑は公園の緑、道路に並ぶ街路樹、庭先の草花や玄関前の鉢植え、花壇に咲く花など、まちに彩りを添え、私たちを癒やし、災害時には延焼防止に役立ち、また二酸化炭素を吸収し、地球温暖化やヒートアイランド対策としても大きな効果があるように、私たちに多くの恩恵をもたらしています。

当市でも、狭山丘陵を初めとする樹林地や農地など、緑の保全、創出をまちづくり施策の一つに掲げ、安全で快適な魅力あるまちづくりを進めてまいりました。「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」を次の世代に引き継ぐためにも、市民との協働で地域に活力をもたらす花と緑のまちづくりの推進が重要ではないかと考えました。

そこで、お伺いいたします。

第1に、東大和市緑の基本計画について。

ア、現状及び対応は。

イ、公共空間及び民有地の緑化推進は。

ウ、緑化の仕組みづくり及び支援体制は。

エ、緑の普及・啓発の取り組みは。

オ、計画の検証及び今後の課題は。

第2に、環境市民の集いについて。

ア、現状及び対応は。

イ、来場者及び参加団体の状況は。

ウ、今後の課題は。

第3に、花育について。

ア、現状及び対応は。

イ、他市の状況は。

ウ、今後の課題はなど、お聞かせいただきたくお伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、東大和市緑の基本計画の現状及び対応についてであります。現行の緑の基本計画は、緑の将来像であります緑と水の都市を実現するため、ふるさとの緑と水を守るなど、4つの基本方針を掲げ、狭山丘陵を

初めとする樹林地や農地の緑などを保全するとともに、将来にわたって緑の創出を推進することとしております。この計画は、都市マスタープランなどの関連計画が改定されていること、社会情勢が大きく変化していること、平成30年度をもって計画期間が満了することから、平成29年度、平成30年度の2カ年で改定作業を進めているところであります。

次に、公共空間及び民有地の緑化の推進についてであります。現行計画では緑あふれるまちをつくるという基本方針を実現するため、公園や道路、公共施設などの公共空間の緑化や住宅地、工場、商店街などの民有地の緑化を位置づけています。市としましては、まちづくり条例に基づく緑化の協議などを通じて、緑化推進に努めているところであります。

次に、緑化の仕組みづくり及び支援体制についてであります。市民と行政が協働して公園や緑地の維持管理ができるよう、狭山緑地におきましては、東大和市狭山緑地雑木林の会が活動を担い、公園、緑道、東大和市駅前には緑のボランティアが活動を担うなど、その仕組みと活動が広がってきているところであります。支援体制につきましては、それぞれの団体と年2回程度の会議を開催し、情報交換などを通し、互いの協力関係を深め、緑化の推進に努めているところであります。

次に、緑の普及・啓発の取り組みについてであります。市では緑のボランティアや東大和市駅前における花植えのボランティアを募集するなど、市民の皆様の協力を得た中で、緑の普及等に取り組んでおります。また、狭山緑地におきましては、雑木林の会の協力により、ミニ門松づくりや竹箸づくりなどに取り組み、市民の皆様が緑と触れ合う機会の提供に努めているところであります。

次に、基本計画の検証及び今後の課題についてであります。現在、基本計画の改定に向けた作業に着手したところであります。今後、有識者や公募市民などで組織します改定懇談会、市職員で組織します庁内検討委員会を設置し、現基本計画の検証や課題の整理などを進めてまいります。

次に、環境市民の集いの現状及び対応についてであります。環境市民の集いは毎年6月の第1週の日曜日に開催しており、平成29年度は40団体の参加協力を得て、市役所北側駐車場を会場に実行委員会方式により開催いたしました。市では、実行委員会への補助金の交付を初め、実行委員会において作成します実施方針を尊重し、支援や助言などの対応に努めております。

次に、来場者及び参加団体の状況についてであります。来場者数につきましては、平成27年度は約2,100人、平成28年度及び平成29年度は約2,300人となっております。参加団体数につきましては、平成27年度は40団体、平成28年度は36団体、平成29年度は40団体となっております。

次に、今後の課題についてであります。環境問題は多くの市民の皆様に関心を持っていただくことが必要であると考えております。そのため、平成29年度におきましては、新たな試みとして幼稚園児によるアトラクションを設けたことなどにより、新たな方々の来場をいただいたところであります。今後におきましても、事業の内容を工夫するなど、より多くの市民の皆様に参加をいただき、環境に優しい行動を一人一人が取り組んでいただけるよう、意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、花育の現状及び対応についてであります。現在、花育としての取り組みは実施しておりませんが、東大和市駅前での花植えや、その後の除草、水やりなどの育成活動のほか、緑のボランティアの方々による公園や緑道における花壇活動が実施されております。

次に、他市の状況についてであります。多摩26市においては花育として取り組んでいる市はありませんが、町田市では種から苗を育成し、300を超える団体に苗を配布し、公園や道路などを初めとする公共的な場所で



花を育てていただき、その市民の皆様の取り組みで花壇コンクールを実施していると聞いております。

次に、今後の課題についてであります。緑のボランティアとして活動している皆様と今後の活動方針などを情報共有し、緑のボランティア制度を充実させていくことが必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番(二宮由子君) 御答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、東大和市緑の基本計画についての現状及び対応はについてですけれども、緑の基本計画では4つの基本方針が挙げられているとの御答弁をいただきました。そこで、それぞれの取り組みの状況と成果について伺います。

○都市計画課長(神山 尚君) 緑の基本計画には4つの基本方針を定めてございますが、それぞれ次のような取り組みを行ってまいりました。

基本方針1のふるさとの緑と水を守るという点につきましては、計画期間中に、1、狭山緑地について公有化を進めております。また、東大和緑地につきましては、計画期間中、東京都は約1.2ヘクタールの区域の拡大を行っております。

基本方針2の緑の拠点とネットワークをつくるという点では、東京都は3・3・30号線を施行し、狭山丘陵と市域南部を街路樹の整備された歩道でつなぐネットワークが形成されております。

基本方針3の緑あふれるまちをつくるという点につきましては、立野一丁目土地区画整理事業におきまして、立野中央公園など4つの公園を整備しております。また、向原団地の建て替えに当たりましては、向原中央公園、中央広場、児童遊園などを整備しております。さらに、東京街道団地の後期建て替え事業に当たりまして、団地の中央に約1ヘクタールの公園を計画決定しております。

基本方針4の市民、企業、行政の協働という点では、雑木林の会や緑のボランティアなど市との協働が進んでおります。

このように、4つの基本方針に沿った取り組みを行い、一定の成果を上げていると考えています。

以上です。

○5番(二宮由子君) 今御答弁いただきました基本方針1のふるさとの緑と水を守る点で、市立狭山緑地の公有地化を進めていらっしゃるという御答弁をいただきました。そこで、その公有地化の現状と公有地化率ですか、またその整備状況と活用の状況について伺います。

○環境課長(関田孝志君) 平成28年度末の状況でございますが、計画面積14万5,642.50平米、このうち11万5,814.89平米を買収し、公有地化率は79.52%となっております。整備につきましては、雑木林として管理する部分、生物多様性の考えから手つかずで残している部分とがございます。一定の整備につきましては終了しております。現在、既存の木道や園路、ベンチなどの修繕に努めているところでございます。活用につきましては、保育園、幼稚園の遊び場であったり、バードウォッチング、野草の観察、ハイキングなど、小さなお子様から高齢者まで、幅広く年間3万人以上の御利用をいただいているところでございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今御答弁で公有地化率ですか、79.52%という御答弁をいただきました。これ残り約3万平米ぐらいですか、それも公有地化事業についても、今の御答弁だと小さなお子さんから高齢者まで幅広い、

年間3万人ぐらいでしょうか、3万人以上の世代の方々に御活用いただいているということですので、ぜひ市の重点事業として計画を進めていただきたいというふうに思っています。

東大和市緑の基本計画の改定についても、先ほど市長の御答弁の中でも、平成29年度と平成30年度の2カ年で改定作業を進められているという御答弁もいただきましたので、この2カ年の間に、じゃどのような改定作業が進められるのか伺いたいと思いますので、それぞれの改定作業の年度別のスケジュールについても伺いたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 改定のスケジュールでございますけれど、今年度は現況の把握を進めるとともに、アンケート調査を行い、市民意向を把握いたします。その上で、庁内の検討委員会や外部委員を交えた改定懇談会の意見を伺いながら、緑の課題、将来像、今後の取り組み方針などを検討し、中間の取りまとめを行う予定でございます。2年目の30年度につきましては、地域別懇談会を開催しながら緑地の保全を推進するための施策、また施策を推進するための仕組みづくりなどを検討し、計画の取りまとめを行います。

次に、目標年次についてでございますが、緑の基本計画は既に改定されております都市マスタープランや、環境基本計画などと整合を図る必要がございます。目標年次につきましては、都市マスタープランの目標年次でございます平成36年度、環境基本計画の目標年次であります平成38年度、また両計画の改定期間である10年間で参考し、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今年度は今後の取り組み方針を検討されて、来年度は計画の取りまとめですか、行うということですが、その来年度の計画の取りまとめを行う際に、地域別懇談会を開催というふうにおっしゃってますけれども、より多くの市民の皆さんの意見も計画に反映されるように、ぜひパブリックコメントなども実施していただければというふうに思っています。

次に、公共空間及び民有地の緑化推進はについて伺います。

計画の基本方針である緑あふれるまちをつくる中で位置づけられているという御答弁もいただきました。先ほども基本方針の3の緑あふれるまちづくりの点でも、団地の建て替え事業で公園の整備に努めているというふうにもおっしゃっていました。

そこで、その公園や道路、また公共施設などの公共空間や民有地の緑化推進の取り組み状況を伺うのとあわせて、樹種ですか、どういった木にするのか、樹種の選定の基準ですとか、あと民有地の樹林保全のための取り組み状況についても伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 人の集まる公共空間につきましては、例えば東大和市駅前では、ボランティアによる花植え、市役所敷地では食堂前の緑のカーテンなど、緑化に努めているところでございます。

民有地につきましては、開発事業の実施の際、東大和市緑化基準に基づいた緑化について、開発事業者と協議してございます。民有地の樹林保全につきましては、保存樹林、保存生け垣の制度はございますが、現在予算凍結中でありますことから、改定作業の中でそのあり方について検討を要するものと考えてございます。また、街路樹の樹種の選定に当たりましては、樹木の強さや景観などを考慮し、選定しております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今保存樹林や保存生け垣の制度について、予算が凍結中だというふうにおっしゃっていましたが、じゃこの予算凍結というのは、いつごろから予算が凍結されたのか、また対象となる保存樹林、どれだけの保存樹林や保存樹木ですか、また保存生け垣が、この市内で実際にあるのか伺いたいと思いま

す。その面積や本数などの詳細と、あと例えばこの補助制度を再開した場合の予算はどのぐらいかかるのかというの、あわせて伺いたいと思います。

○環境課長（関田孝志君） 予算凍結につきましては、平成12年度からとなっております。保存樹林は7,666平米、保存樹木につきましては154本、保存生け垣につきましては6,697メートル、この生け垣については、これは最終の補助の年度の数値でございますので、今現状、再度調べると数値は変わってるかもしれません。また、補助を再開した場合の経費につきましては、およそ250万円程度だと思われま。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） この補助が再開した場合の経費がおよそ250万円ほどということなんですけれども、その保存樹林とか保存樹木に対する市の考え方ですよね。要するに、その250万円の予算を、ここに凍結したんですから、やはりこれだけの予算をかける必要性がないというか、あれもこれもというわけにはいかないの、その中で予算凍結になってしまったとは思んですけども、この緑の基本計画の中にも、その保存樹木の指定制度の充実というふうに書かれてるんです。その中には、地域のシンボルツリーというものを追加するなど、要するに地域活性というんでしょうか、シンボルツリーというものも、指定制度を充実して市で守っていこう、緑を守っていこうという、この方向性がここに書かれているんですが、なかなか予算が伴っていないというのが現状だと思うんですね。先ほど保存生け垣が6,697メートルとなっているけれども、現状はもっと少ないかもしれないということですよ、御答弁の中では。なので、東大和市としてその保存樹木、保存樹林を、今後どのように守っていくんだという方向性も、しっかりとこれからは示していただきたいというふうに思っております。

次、先ほど市役所の敷地内ですか、食堂前の緑のカーテンなど緑化に努めてるという御答弁でした。そこで、公共施設などの緑化推進について伺いたいんですけども、市役所本庁舎北側と東側の駐車場の周りには低木が植えられています。以前は木々の背丈が非常に高く、駐車場の様子がわかりませんでした。現在ぱつぱりと切られて背丈も低く、駐車場内、見渡すことができるようにはなりました。これ植物ですからね、日々成長するんですよ、枝が。高さがそろっていない状態で、剪定など手入れが行き届いていないように感じられました。また、駐車場内も、この清掃を小まめにさせていただいてるんですけども、その低木の木の根元に、隠れたところにごみがあったりとか、市役所にいらっしゃる方々に好印象を持っていただけるような管理が必要ではないかというふうに私は思います。

そこで、これらの植栽を思い切って取り除いていただいて、季節を感じる明るい印象を持っていただけるような花に植えかえて、花壇として管理する取り組みについての御見解を伺います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 駐車場の周囲の低木につきましては、今議員のほうからお話ありましたとおり、駐車場利用者の景観と、あと見通しということで、6月ごろ庁舎敷地全体の植栽と合わせて剪定をさせていただいております。現在、総務管財課の営繕等、担当職員もでございますので、ぜひそちらを活用しながらツツジ、ツゲなど、今しっかり根づいている状態ですので、適宜、手を入れながら、低木の維持管理に努めながら緑の景観を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 現状維持されるということですよ。そのような御答弁だと思いますけれども、東大和市のこの緑の基本計画の公共空間の緑化に、公共広域施設の緑化に対して季節感のある植栽の実施というふうに記されています。庁舎敷地内の剪定というのは、市の予算、職員の方がするなり業者に頼むなりしても、全て

この予算で行われてると思いますので、まずそこでその花壇として私が先ほど申し上げました。花壇として管理した場合の一例として申し上げたいと思うんですが、その駐車場を何区間か区画分けをして、市民の皆様、保育園ですとか幼稚園、小学校、あと企業、団体などの方々に花の育成管理をお任せする。ただ、お願いしなすと言ってもなかなかやっただけなので、その名前ですとか、そういったプレート、大き目のプレートを立てかけていただくことによって、管理していただく側の宣伝にもなりますし、市側は経費、負担軽減にもなると思うんですね。ぜひ、その市民との協働、いろんな団体の方との協働というのも必要だと思いますので、ぜひともその点も含めて花壇への変更というんですか、花に植えかえていただきたいと思いますので、ぜひそこも御検討いただきたいと思います。

同じく公共空間の緑化についてなんですけれども、シンボルロードづくりの整備についても同じく記載されています。そこで、そのシンボルロードとして位置づけられてる道路について伺いたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 緑の基本計画におきましては、シンボルロードを広幅員の道路であることを前提に、街路樹による緑化、中央分離帯の緑化、花による修景など、地域特性に応じたテーマ性のあるものとしております。都市マスタープランでは、広幅員の道路であります3・3・30号線をシンボルロードとしておりますが、これは3・3・30号線上を走るモノレールをシンボルと捉えて位置づけているものでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 御答弁のありました3・3・30号線は、先ほど基本方針2の緑の拠点とネットワークをつくる点で、市内の南北を街路樹で整備された歩道でつなぐネットワークが形成されているという、これ都道ですよ。なので、その市道の中では、そのシンボルロードというのは、この広幅員というんですか、広幅員の道路が前提となってることから、位置づけられる道路がないというふうな認識でよいのか伺うのと、あと実は市内には桜街道ですとか、けやき通りですとか、いちよう通り、またやまもも通りとか、ゆりのき通りなどというふうに街路樹が愛称となっている道路があります。特に桜街道の街路樹の桜の中には、樹木の剪定時期にもよるとは思うんですけれども、この桜の咲きぐあいですね、咲き方が年々、非常に寂しくなってるように感じて、せっかく桜街道という名前がついてるのに、桜がどんどん寂しくなるのもどうなのかなというふうに私は思ってるんです。

桜という樹木も、それぞれ寿命、木、桜以外にも木というのは、樹木にはそれぞれ寿命がありますので、特にソメイヨシノというのは、60年で寿命を迎えると言われてるように、樹齢を重ねれば重ねるほど、加齢とともに強風ですとか台風ですとか、枝が折れたりとか倒木の危険性もあります。そこで、このテーマ性もある街路樹が名前になっている、愛称となっている道路ですとか、その地域の方々からも親しまれているこれらの道路を、シンボルロードとして位置づけていただいて、先日、他の議員からも樹木の剪定についての質問もあったように、計画的に街路樹の更新、植えかえなどの整備に努めていただきたいんですけれども、今後のこれらの街路樹の整備の進め方について伺うのとあわせて、市がシンボルロードとして位置づけている前提条件である広幅員ですか——という道路の広幅員の部分というのが非常にネックになってると思うんですね。だから、次の改定のときに、この広幅員の部分をもう少し緩和できないかどうかを伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内の市道につきましては、シンボルロードと位置づけている道路についてはございません。先ほど都市計画課長の答弁にもありましたが、市のシンボルロードとして位置づける前提条件といたしまして、広幅員、広い幅の幅員ですね、広幅員の道路ということがございます。そのような前提条件を踏まえますと、現在の桜街道やけやき通りなどは都市計画道路の通常の幅員、16メートルでございすことか

ら、3・3・30号線のように広幅員ではないため、シンボルロードとして位置づけることはできていないと考えてございます。

また、桜街道の桜についてでございますが、樹齢はそれほど古くはございませんが、成長がとまってしまい弱くなってしまったものが数多くございます。歩道の狭い植樹ますでの植樹でありますことから、木の育ちが悪くなっているものと考えてございます。今後につきましては、枯れ木や木のコケなどの状況によりまして、倒木のおそれがあるものにつきましては、歩行者や車両通行の安全のため伐採を行っていくとともに、桜街道につきましては桜全体の植樹状況を考えた中で、またその他の路線の街路樹につきましても、同様の考えの中で更新について検討していく必要があると考えてございます。

3つ目のシンボルロードとしての位置づけの前提としている、広幅員の緩和についてということでございますが、シンボルロードの定義につきましては、広幅員の道路が前提の中で、道路構造や附属施設、沿道建築物などの特色により、地域の象徴となる道路としてございます。ちょっと大きくなりますが、都内におきましてはシンボルロードとしまして位置づけてございます皇居東側の道路幅員が73メートルの行幸通りや、幅員27メートルの外堀通りなどの広幅員の道路におきまして、歩行空間整備や道路修景などの首都東京の顔として特色ある整備を実施した道路などを言いますので、広幅員を前提とすることが必須の条件であるということでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 73メートルは大き過ぎですね。うちの市としては、そんなに広い道路はつくれないですし、また市のシンボルとなる道、じゃ今御答弁のありました3・3・30号線が市のシンボルとなる道路なのかっていうと、もう少し市道としてのシンボルロードというものも、規定をしてもいいのではないかと私は思っておりますので、ぜひとも御検討いただきたいと思えます。

また、そのけやき通りについても、樹木に少しコケが生えてる木が多いですので、それに対してもしっかりと管理をお願いしたいと思います。

シンボルロードづくりの整備と同様に、そのポケットパークの整備についても基本計画の中では示されています。そこで、そのポケットパークの整備状況について伺いたいと思えます。

○土木課長（寺島由紀夫君） ポケットパークの整備についてでございますが、ポケットパークは道路沿いの残地などの空きスペースなどを利用した土地におきまして、ベンチなどを置くなどした小さな公園であるということで認識してございます。現状としましては、ポケットパーク的な整備としまして、ハミングロードの中央通り近くの歩道にベンチと植栽を設置している箇所がございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁のポケットパーク的な整備というんですけれども、そのポケットパーク的ということ、ポケットパークではないという認識でよいのでしょうか。そうすると、そのポケットパークと、今市が整備されてるポケットパーク的なものというのは、違いはあるのかどうか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほど申し上げましたとおりポケットパークは、街路の、道路の沿道にベンチや植栽などを整備した小さな公園をいうということで認識してございます。市内には、そのようなポケットパークとして位置づけられている箇所はございませんが、ハミングロードの歩道内のオープンスペースに設置しているベンチや植栽が、歩道内におけるV字した構造として、ポケットパーク的ということで答弁した部分でございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 私、今回、質問する際に、そのポケットパーク的なオープンスペースのところもちょっと見てきました。感想から申し上げますと、御利用されてるのかなというのが、ただ一言感想です。余り目立たないというんでしょうか、歩道の中、歩道というくくりの中ですか——につくられていて、本来ならば多くの皆さんがそこを、例えばお買い物途中だとかお散歩の途中だとかに利用されればいいのかというふうには思うんですけども、多分整備されてから随分年月がたってるんだと思うんですが、少し寂しい感じがしましたので、もう少し植栽もされているんですから、例えば季節感のある花にして、明るい感じにさせていただければもっと御利用されるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひとも御検討いただきたいと思えます。

ポケットパークの設置についてなんですけれども、今御答弁いただいた道路沿いの残地など、空きスペースの利用というふうにおっしゃってましたので、そこで今回、ちょっと1つ、ポケットパーク的なというんでしょうか、ポケットパークとしていただきたいのが、残地ではないんですけども、空きスペースの活用として、けやき通りと中央通りの上仲原公園の交差点の東京街道団地側に柵で囲われた公園があるんですね。その公園の西側の角にポケットパークを設置をしてはいかがでしょうか。なぜそこなのかというと、目の前に上仲原公園の緑が広がっていて、非常に風通しのいい場所なんです。また、その東京街道団地というのは、高齢化が非常に進んでる地域でもありますので、お散歩ですとか、例えば向かいにコンビニがありますから、そのコンビニのお買い物に出かける際に、御近所の立ち話ができる、立ってはいないんですけどね、椅子がありますから。そういった御近所同士が話ができる、御利用いただける場として、ぜひそこにポケットパークの設置を御検討いただけないかということと、実はこの場所、都営の敷地内ですので、柵で囲われた範囲、何で柵で囲われているんだろうと思ったんですけども、実はこれ公園をつくった当初、バスケットゴールか何かを設置されていて、多分ボールが外に出ないようにだと思ってるんですが、柵で囲われたその範囲を少し、ちょっと変更させていただいて、東京都の御協力もいただいて、そこにベンチを設置してポケットパークの整備が私は可能ではないかというふうに思えます。また、東京街道団地の後期建て替え工事に伴って、団地内に約1ヘクタールですか、公園の計画が決定されているという御答弁もいただきましたけれども、その都営団地の中の複数箇所、その大きな公園以外に、要するにその大きな公園に行くのではなくて、御自身の住んでいる、御近所のちょっとしたところにポケットパークの整備を東京都と調整できないかどうか、改めて伺いたいと思えます。

○環境課長(関田孝志君) ただいまの場所につきましては、清原西公園の西側、けやき通り沿いの空地だと思われれます。ここにつきましては、同公園の公園用地となっております。当初、この公園を設計する際に、けやき通りの歩道が狭いというところから、公園のフェンスを東側にずらし、歩道としても活用できるようにというふうにしてございます。そのことから、ベンチ等を設置し、ポケットパークとすることは難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○都市計画課長(神山 尚君) 東京街道団地の建て替えに伴うポケットパークの整備についてでございますけれど、平成29年の7月、東京街道団地地区地区計画を決定したところでございます。その中で、道路や公園、広場などの地区施設を定めております。その内容といたしましては、団地内に5カ所の公園や16カ所の児童遊園などを位置づけておりますが、多くが道路や緑道沿いになります。なお、公園については2カ所、児童遊園につきましては4カ所新設するものでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 環境課長のおっしゃっていた、私、申し上げたその公園なんですけども、そこも行ってきました。公園の中、ちょっと入ったんですけども、実はこの時期は、どうしてもしようがないかもわかんないんですが、雑草が生い茂ってんですね。中にベンチも確かにありますけど、そのベンチも人が座れない状況ほど雑草が生い茂っていて、多分これ御利用されていないんじゃないのかなというふうに思うぐらいでした。

要するに、公園をつくったとしても、利用されないと何の価値もないと言ったら失礼なんですけど、やっぱり人が集まって、子供も含めてそうなんですけど、利用されてこそその公園だと思いますので、なかなかそのポケットパークの設置も難しいということではありますけれども、何か折に触れて市内でポケットパークが設置できればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、その緑化の仕組みづくり及び支援体制はについて伺います。

東大和市狭山緑地雑木林の会と緑のボランティアに担っていただいているという御答弁をいただきました。そこで、その緑のボランティア制度について伺うのとあわせて、それぞれの設立時期というんですか、発足時期というんでしょうか、それと会員数、また活動状況について伺います。

○環境課長（関田孝志君） 緑のボランティア制度につきましては、東大和市緑のボランティア実施要領を定め、公園緑地などにおいて行政と市民との信頼関係に基づき、良好な維持管理を実現するとともに、緑化の推進等を図ることにより、良好な環境を保全、回復及び創出することを目的とさせていただきます。活動の内容につきましては、清掃、除草、草花の種まきなど、緑のボランティアさんの都合のよい時期、時間に活動をいただくものでございます。緑のボランティアにつきましては、平成17年4月に発足し、会員は現在、個人が34名、団体は8団体でございます。

次に、東大和市狭山緑地雑木林の会につきましては、平成9年10月に発足し、会員数は現在62名でございます。活動につきましては、第1・第3土曜日、第2・第4日曜日を基本に、会で作成し、市で承認いたしました年間計画に基づきまして、除草や樹木の剪定、伐採など、雑木林の手入れ全般を行っていただいております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁のあった雑木林の会の皆さんというのは、年間計画に基づいて、曜日を決められて活動されていますけれども、緑のボランティアさんは、それぞれ都合のよい時期、時間に活動をしていただいているということです。

これ、あくまでもボランティアですから、ボランティアさん一人一人の自主的な活動にお任せしているのだというふうに認識させていただきますけれども、緑のボランティアという活動というんですか——が市内全体に広がるには、例えば担当エリアですとか、あとグループ分けじゃないですけども、そういうことをしていただいて、緑のボランティアさんが、その地域の緑のボランティアさん自身が、その地域のリーダーとなって市内の緑化とか美化活動ですか、そういうものを推進していく、そういった働きかけが必要ではないかというふうに思うんです。なので、今御答弁ですと都合のよい時期、都合のよい時間帯に活動していただいている。個人的な活動のように聞こえてしまうので、ぜひともその地域のリーダーとなるような働きかけを行っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 緑のボランティアさん、ボランティアであるというところで、自主的な活動であるという中で、なかなかグループで活動するとか、みんなで一緒にというところを嫌う方もかなりおられますと

いうところなんです。リーダーを決め、統率をとり、推進するっていう方向ではなくて、あくまでも自然体の中で相互協力しながら育て、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ボランティアさんのそれぞれのお考えもあると思うんですけども、一般的に、じゃそのボランティアさんが活動を続けたいという思いですか、そういった理由として考えられるのが、一般的な話ですけども、自分自身が成長できるというのが最も多いそうなんです。その次が仲間とか友人と一緒に活動を続けたい、活動が楽しいと、これは重要だと思うんですけども、感謝されてやりがいがあるという気持ちも、そういったお気持ちも持っていらっしゃる方もいらっしゃるそうです。そこで、ボランティア、緑のボランティアの皆さんのモチベーションの向上、緑の普及に取り組む、そういったモチベーションの向上を図るためにも、その活動に役立つような学習会の開催ですとか、活動をしやすい環境整備が必要ではないかというふうに思います。

そこで、その学習会の開催状況ですとか、例えば登録された方々に対して、幾ら好きな時間、好きな時期に活動していただいたにしても、活動に必要な備品というのも必要だと思うんですが、その配布状況など、市の取り組みを伺います。

○環境課長（関田孝志君） やはりモチベーションを上げるためには、そういった学習会などは必要じゃないかなというふうには感じておりますが、現在のところ実施はしておりません。今後それぞれのボランティアの皆さんに御意見をお伺いしながら、やれることについては対応してまいりたいと考えてございます。

続きまして、備品等につきましては、登録時には緑のボランティアの登録証と腕章を交付しております。また、作業の内容に応じて鎌など、ほうきなどを適宜に配布しているということでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 学習会の開催は、現状では実施されていないということですけども、ぜひともその活動に役立つ学習会の開催ですとか、例えば近隣市の緑のボランティアの方々との交流、情報交換というもの、そういった機会もつくっていただきたいというふうに思っています。そのお互いの交流を通じて、「ああ、あなたのところはそういうこともやってるのね」みたいな、そういう気づきもあると思いますので、それが活発な活動につながればと思いますので、ぜひとも御検討をお願いいたします。

先ほど伺った緑のボランティアというのは、平成17年の4月に発足して、会員数が個人34名、団体8名ということです。活発に活動している団体ほど、実際の会員数よりも活動されてる人数が少ないというのが一般的です。そこで今、個人が34名、そして団体が8団体ということですが、会員の皆さんが活動しやすい、それぞれ会員一人一人に負担が生じない環境をつくるには、活発に活動していただける会員数の把握、要するに実際に一生懸命取り組んでいる方々がどのぐらいいらっしゃるのかということも、市としては把握する必要があると思いますし、あとその人数の確保です。この緑のボランティアに参加していただく新たな方の発掘というのも、確保も重要な鍵というふうになると思います。そこで、登録の更新とか意思確認ですか、またことしも緑のボランティアをやっていただけますか、やっていただけますよねみたいな形の意思確認を、例えば毎年行っていただいて、その緑のボランティアの登録証とか腕章を配布されてるということですけども、その名前とか会員番号ですね、会員番号何番という形の番号の入った登録証などを作成していただいて、その活動が見えるように、またその緑のボランティアというプリントをされたおそろいのビブスですとかジャンパーですとか、そういったものを着用していただいて、必ず活動するときにはそれを着用していただいて、緑のボランティア



さん自身が誇りを持って活発に活動できるような環境づくりと、あと市民の皆さんにも、アピールじゃないですけども、活動状況を目に見えるような、そういった仕組みづくりをぜひとも御検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 緑のボランティアさん方々の活動状況を、市民の皆様幅広く知っていただくことは大切であるというふうには考えてございます。そのことから、多くの市民の皆様の目とまる東大和市駅前、こちらの花植え等の整備を行っているところであります。また、氏名や番号の入った緑のボランティア登録証、またジャンパー類につきましては、今後、緑のボランティアさん、皆様と相談して考えていけたらなというふうに思っております。

また、活動がわかる仕組みづくり、こちらにつきましても、実際、活動されてる緑のボランティア、皆様の御意見を反映した中で、ホームページの充実など、まず第一弾としては考えていきたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、皆様と相談して、皆様が要らないと言ったら、もうそれはそこまでですから、ぜひ御相談して、御検討いただければと思います。

次に、緑の普及・啓発の取り組みはについてです。

東大和市駅前では、花植えのボランティアを募集するなど、市民の協力を得て緑の普及に取り組んでいるという御答弁をいただきました。そこで、9月1日号の市報に掲載されている東大和警察署と東大和地区防犯協会ですか——の皆さんが、東大和市駅前にマリーゴールドを植栽して下さったように、駅前や公園などで緑の普及に御協力いただいている団体などの活動状況が把握されているようでしたら伺います。

○環境課長（関田孝志君） 現在のところ把握できているものとしたしましては、向原中央公園の園芸なでしこ、また仲原の緑道ですね、消防署付近なんですけど、個人で活動されている方。また、日立航空機株式会社の変電所周辺で花植えをされています都立東大和南公園のボランティアの方々がおるところで、以上です。

○5番（二宮由子君） 今伺ったような、各団体の皆さんが、市内各地で御協力いただいておりますけれども、これ今、把握できるところではということですので、もちろん市が把握されていないところでも、個人で活動されてる方というのは、私はたくさんいらっしゃるんじゃないのかなというふうに思っています。そこで、1人でも多くの市民の方に、その緑に対する意識を高めていただくためには、わかりやすい情報提供ですとか情報発信が重要になると思いますので、今現在、その環境に対する、緑の普及に対する情報提供ですとか情報発信はどのように行っているのかの取り組み状況を伺います。

○環境課長（関田孝志君） 情報発信につきましては、環境月間のパネル展、こちらにおきまして狭山緑地の保全などのパネルを展示、また環境市民の集いでのゴーヤの苗、またブルーベリー苗の配布、市民のボランティアさんによる駅前の花植え、また職員による玉川上水駅前での花植えを実施しているというところがございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁のあったようなさまざまな花植えですか——を中心とした、またその苗の配布ですとかパネル展だとか、さまざま取り組んでいらっしゃいますけれども、例えば狭山丘陵の野鳥だとか、また昆虫ですか、あと虫、あと植物ですか、そういった当市の恵まれた自然環境ですとか、例えば市内各地の花の開花情報、桜にしろ、今ヒガンバナにしろ何でも、その季節折々の、季節の移り変わりが感じられるよう

な、そういった花の開花情報ですとか、そういったことも情報発信として、ホームページなどで取り組んでいただくのも、必要ではないかというふうに思います。ぜひとも、そういった積極的な種々さまざまな、ホームページを活用して、先ほどもホームページを活用して情報発信を行うということもおっしゃってましたので、さまざまな環境に対する、緑の普及に対する情報を発信していただきたいと思います。

次の計画の検証及び今後の課題はについて伺いたいんですが、基本計画の改定に向けて作業に着手されているという御答弁をいただきました。今後のスケジュールに関しては、先ほど年度別のスケジュールを伺いましたので、今後の課題として伺いたいんですが、私、先ほど壇上で申し上げたとおりに、花と緑というのは公園の緑ですとか道路に並ぶ街路樹、また庭先の草花や玄関前の鉢植えですとか、花壇に咲く花など、まちに彩りを添えて私たちを癒やす効果や環境美化にもつながるというふうに、私たちに多くの恩恵をもたらすものだというふうに申し上げました。特に花というのは、梅だとかロウバイですか、スイセンといった春の訪れを告げるほのかな香りがあるお花もありますし、またジンチョウゲ、バラ、クチナシ、キンモクセイ、サザンカ、ローズマリーなど、花の香りで季節の移り変わりを感じることができるお花もたくさんあります。このような花は、視覚に障害をお持ちの方にとっても季節が感じられる、感じていただける、そういった人に優しいまちづくりにつながると私は思っておりますので、この平成11年に作成された、平成11年ですから今から随分前に策定されたこの東大和市緑の基本計画には、実はこの花の文言というのが、あと文言もそうですし、花に関する事業が非常に少ないんですね。なので私はすごく残念に思ったんですけども、ぜひ今回、2年間かけてその計画を改定されるのですから、ぜひとも改定の緑の基本計画には花を加えた、花と緑の基本計画というふうに改めまして、緑化推進に加えてまちに花があふれるような、そういった取り組みを盛り込んだ計画策定を要望させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 花に関して熱い御意見をいただきました。御意見として賜りたいと考えます。

今後、有識者や公募市民などで組織します改定懇談会、市の職員で構成します庁内検討委員会、こちらにおいて今の思いは伝えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、御検討いただきますようお願いいたします。

次に、環境市民の集いについての現状及び対応はについてです。

毎年6月の第1週の日曜日の開催で、平成29年度は市役所北側駐車場を会場とされたというふうに御答弁をいただきました。環境市民の集いというのは、長年、市役所本庁舎中庭で開催されたというふうに記憶してんですが、本庁舎耐震工事のために中庭が使用できなかった平成28年度に、その市役所北側駐車場を会場として開催をされました。

この市役所の本庁舎の耐震工事なんですけども、平成28年の9月に工事が完了しましたので、今年度、平成29年度のことは今までどおり市役所の中庭で開催されるのかなと思っていたのですが、昨年に引き続き市役所北側の駐車場を会場として開催となりました。そこで、じゃなぜ本庁舎中庭で開催されなかったのか、その経緯と、では来年度以降も市役所の中庭じゃなくて北側の駐車場で開催をされるのかを確認させていただきます。

○環境課長（関田孝志君） 環境市民の集いにつきましては、会場が変わったわけでございます。庁舎の耐震工事完了いたしまして、中庭のインターロッキングも一新されたということで、中庭において実施する場合には一定の条件がございまして、養生などが必要になってくるということでございます。

実行委員会のほうでも、限られた補助金の中で実施するに当たり、いろんなところを工夫してございます。北側駐車場でやる場合には、駐輪場、これを活用してテント代の削減とかいうところに努めて開催しているところでございます。来年度におきましては、今後、開催します実行委員会の中で決定していくこととなりますが、最終的にはその補助金というところがネックになってくるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 私はより多くの市民の方に来場していただくには、会場の整備ですとか会場の規模というのも非常に重要ではないかというふうに思います。限られた補助金のやりくりで非常に苦慮をされているというのは、十分承知しておりますけれども、できれば従来どおりの本庁舎中庭での開催をお願いしたいと思えます。

その次の来場者及び参加団体の状況についてですけども、御答弁の中で過去3年間の来場者数を伺いました。そこで、過去32回ですか、開催されてるんですが、その中で一番多かった来場者数、またその参加団体数など伺いたしたいと思います。

○環境課長（関田孝志君） 過去最高の参加者数につきましては、平成5年5月29日、30日の2日間、これは今までやってきた中で、2日間やったのはこの回だけでございます。都立東大和南公園、こちらにおいてTAMAらいふ21の地域企画事業として、フリーマーケット、リサイクル循環博物館と同時開催で延べ1万7,000人ということでございます。最高の参加団体数につきましては、平成26年6月1日に市役所中庭において実施いたしました回でございまして41団体でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） まず、その参加団体数はさほど、今でも40団体ぐらいですか、なのでさほど変わりはないと思うんですが、この参加、来場者数ですね——というのが2日間で延べ1万7,000人ということは、1日にすると8,500人ぐらいですか、約ですけど。8,200人ということで、やはりそれだけその回、平成5年のTAMAらいふ21の地域企画事業として開催された環境市民の集いは、それだけ魅力があったイベントであったというふうに、これは結果としてあらわれてると思うんです。

先ほど私、会場の規模というふうに申し上げましたけど、やっぱりこの都立南公園というのは非常に広いところですから、それだけ大勢の方もいらっしゃるだろうというふうに思って、この都立公園にされたんだと思うんですけど、やはり会場の規模もそうですし、その整備もそうですし、非常に重要だと思いますので、先ほどのところに戻ってしまうんですが、ぜひとも市役所中庭での開催もお願いしたいと思います。

イベントの規模とか日数なんですが、またテーマの違いもありますけど、昨年の産業まつりというのは、開催以来、最高の来場者だったというふうに記憶しています。環境市民の集いについても、例えば平成5年が1万7,000人ですから、このときの時代背景と今の時代は違うというふうなお考えもありますけれども、でも去年の産業まつりは過去最高の来場者だったというふうに、その環境市民の集いについても、市民の皆さんがおもしろそうだとか、行ってみたいというふうに、わくわくするような、そういったイベントであれば、そういった工夫をしていただければ、市民の皆さんも来場してくださるのではないかというふうに思っています。

今回、ことしの平成29年の環境市民の集いなんですけども、昨年と同様の2,300人の来場者だったというふうに御答弁がありましたけれども、私の個人的な感想で申し上げますと、午前中はまあ人の行き来はあったんですが、お昼を過ぎるとぱったりと人がなくなってしまって、寂しい感じがしたんですね。たまたま出店された関係者の方がうろうろと、うろうろ、うろうろしてる感じが、状態が見えましたので、それでも2,300名という

昨年同様の人数でしたので、じゃことしの参加者というのは、昨年よりも何かことし企画をして、集客につながるような取り組みがあったのかなというふうには思ったんです。市長答弁で幼稚園児によるアトラクションがありましたというふうにおっしゃっていただいたので、じゃそういった小さなお子さんが発表の場を持っていたので、親御さんたちが来ていただいて来場につながったのかなというふうにも思っていますし、そういった方々が今まで、環境市民の集いというのは初めて来られた方も多いただろうというふうには思うんですね。そういった方々も通じて、またその翌年、またその次の年につなげていただければというふうには思いますので、ぜひともどんどんと新しい企画ですか——もしていただけるようお願いいたします。

その若い世代の方々の来場についてなんですけども、その参加団体の中に高校生の部活のグループが参加されています。当市の市内には、都立高校が2校ありますが、残念ながら参加されている高校というのは、市内ではなくて市外の高校です。なので、じゃ今まで環境市民の集いに市内の2校の高校の中、どちらかの学校でも構いません、参加されたことがあるのかというのを伺うのとあわせて、例えば環境市民の集いというのは環境がテーマですから、蛍だったりとかトウキョウサンショウウオの保全、育成活動、飼育活動など、自然観察など環境学習を積極的に取り組んでる小中学校が市内にあると思うんですね。そういった子供たちの取り組みの成果ですとか課題などを発表する場として、この環境市民の集いを活用していただけないかというふうには思うんです。そうすることによって、先ほど申し上げたように多くの親御さんなり、関係者なり、そういった方々が来場もしていただけますし、また子供たちにとってみたら、その発表の場があるということによって、しっかりと環境学習を積極的に取り組んでいただけるのではないかというふうにも、そういった気持ちにもつながると思いますので、ぜひとも環境市民の集いを多くの世代の方に楽しんでいただけるような開催にしていきたいのですが、いかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 市内の都立高校におきましては、残念ながら参加はございません。市立の小中学校におきましては、環境ポスター展におきまして市内全10校、第4学年のお子さん全員ですね、環境ポスターの作成をお願いしております。ここにおいて、意識の啓発などを行っているというふうには考えてございます。また、三小、七小においては蛍、九小におきましてはトウキョウサンショウウオなどの活動を行っているということは承知してございます。

今後、子供たちの発表の場というふうには活用する場合には、やはり学校と実行委員会の調整、また検討が必要であるというふうには考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、もちろん学校もそうですし、実行委員会もそうですので、調整、検討もしていただきたいと思います。

次に、今後の課題についてです。

今まで32回も継続された環境市民の集いを、これからも市民が環境に関して考えるきっかけとなるよう——いただけるような来場者の工夫を、さまざま申し上げましたけど、していただいて、若い世代に加えて緑の基本計画には、その緑化推進の啓発事業としてガーデンコンテストの開催も検討していくと記されていますので、以前この花いっぱい運動の推進というのがあったと思うんですが、その取り組みとして、先ほどの御答弁のありました花壇コンクールですか、その例えば表彰式をそのときに行うとか、お花でいえばハンギングバスケットの展示も行って、その場で体験できるなどというように、花に関する催しを新たに取り組まれることもいいのではないかというふうには思います。

今御答弁で、環境市民の集いでは環境ポスター展の表彰式ですか、最優秀作品の表彰式を会場で実施されています。私、その環境市民ポスター展の表彰式も参加もさせていただいたんですが、会場ではお子さんの晴れ姿をカメラやビデオにおさめる親御さんですか、大勢いらっしゃって、その場、すごく一気に盛り上がるんですね、会場はね。なので、このように表彰式というのは非常にこの場を盛り上げる効果もありますし、表彰対象の関係者ですとか、あと親御さんなり何なり来場者がふえるということも期待されます。ですので、ぜひ花壇コンクールの表彰などの取り組みなどにも、ぜひとも御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 環境市民の集いにつきまして、花の関連する催しについて御提案いただきました。最終的にはお金という話もしたくはないんですけど、来年度に向け実行委員会においては検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 予算が伴うものですから、非常に懐ぐあいにもよるとは思いますけれども、ぜひさまざまな取り組みをチャレンジしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、花育についての現状及び対応はについてです。

花育としての取り組みはないという御答弁でした。そこで、花育の意義と効果についての市の御認識を伺います。

○環境課長（関田孝志君） 花育につきましては、花に触れ楽しむことで自由な発想や感性を養う。植物を育て、その一生を観察することで命の営みを守ることの大切さを感じていただくと。花と緑に親しみ育てることにより、優しさや美しさを感じる情操面での向上等が図られ、地域活動において花や緑を介した世代間の交流等により、地域のつながりを深めることが期待できるものと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 花育というのは、御答弁にもありましたけれども、幼少期より花や緑に親しみ、育てる機会の提供や花の楽しみ方、心豊かな子供たちを育ていこうとするものです。また、それだけではなくて、情操面だけではなくて、花や緑を教育、地域活動に取り入れることで、世代間交流や地域のコミュニケーションを深めることにも期待されています。また、花育の取り組みは、花というだけでなく、例えば土に触れたりとか、種や球根、苗の植えつけなど植物を育てて観察して、その観察した植えた花が、そのものが、花が咲いて、それが例えば実を結ぶ、そういった成長過程を見守っていく。例えばその実を結んだものが野菜や果物であれば、収穫を楽しみ、おいしくいただくという、このように花育というのは「植育」、植える育ですね、植育、そして「食育」、食べる育の食育へというふうにつながるというふうに思います。また、その花、咲いた花を収穫して飾ったりですとか、あと例えば押し花にしたりして、花を飾る楽しみや、押し花でしたらば、その花の便りを大切な方に送ったりするなどという多種多様な取り組みが考えられます。その取り組みは、日本各地、全国各地で実施されています。そこで、ぜひ当市でも花育として実施可能、今まで申し上げた以外にも実施可能な取り組みがあるのではないかとこのように思うんですが、いかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 今年度におきましては、サントリーのほうから花の苗を提供を受けてございます。こちらの苗につきましては、第一小学校、第四小学校の地域ボランティア、またPTAの方々に提供いたしまして、児童とその保護者の方々に学校の花壇を飾ったものでございます。現在のところ飾ったところということで、育苗までで終わってしまっていると。その後の花の活用などにつきましては、今後、研究してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の企業からの御協力で、児童と保護者と一緒に花の苗を花壇に飾ったという今年度の取り組みを御紹介いただきましたけれども、そこで地域と連携した花と緑に親しみ育てる花育の取り組みというものじゃないか、これこそね、これこそです。こういった取り組みこそが、花育なんではないかというふうには私は思います。

また、2016年、ちょっと古くなるんですけど、2016年の11月1日号の市報に、人権の花運動についての記事が掲載されてました。このような運動も、花育の取り組みと言えるんじゃないかというふうに思うのですが、人権の花運動の目的とその取り組み状況についても伺いたいと思います。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 人権の花運動の目的と、その取り組み状況についてでございます。

こちらの事業につきましては、国が主導いたしまして、昭和57年から全国で展開されている事業でございます。主に小学生を対象にしました人権啓発運動ということで位置づけられております。その実施の目的についてでございますが、次代を担う児童が協力し合って植物を栽培し、生命のとうとさを実感すること及び同時に実施をされます人権教室を通しまして、思いやりの心などを育むことによりまして、人権尊重思想の普及、啓発、そういったものに資することとされてございます。

東大和市における取り組みの状況でございますけれども、対象校を輪番制という形にさせていただいた中で、毎年度、市立小学校2校で実施をさせていただいております。具体的には、人権擁護委員と市の担当者が対象の学校を訪問させていただきまして、人権講話などとあわせて児童の皆さんと一緒に花植えを行いまして、その後は学校でその花を引き続き育てていただくといった形になります。対象の児童につきましては、取り組みの適齢というものを鑑みただ中で、原則として小学校4年生ということでお願いをさせていただきまして、学年全体で取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁をいただいたように、人権擁護委員の方々と児童と一緒に花を植えて、その後は学校で育ててもらう。これも実は、私が思うには花育の取り組みというふうには言えるんじゃないかというふうに思うんです。このように、もう既に市が取り組んでいる事業の中にも、花育の取り組みと言える事業もありますので、これをいい機会にしっかりと精査していただいて、花育の推進に努めていただけますようお願いいたします。

次に、他市の状況はについてです。

近隣市では、26市ですか、花育として取り組んでいる自治体はないというふうな御答弁でした。区部では多少は取り組んでいるところもあるんですけども、あと町田市の花壇コンクールという御紹介もありました。この花壇コンクールなんですが、花のまちづくり事業として1973年に始まって春と秋の年2回実施して、これ実は44年間も継続している事業なんですね、町田市で。当市でも、この町田市で取り組んでる花壇コンクールですとか、例えば庭先に花を飾ってまちに彩りを添えて、市内を散歩する楽しみがふえるような花の散歩道づくりなどという取り組みを、ぜひとも実施していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） この花に関してですけど、特色ある公園の基本整備方針といたしまして、花づくりが楽しめる公園というのを位置づけております。現在、特色ある公園の懇談会を設置して検討しているところであります。今後、整備の段階において再度検討し、実施できないかというのを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 公園の花づくりが楽しめる花壇などの整備についての御答弁でしたので、次の今後の課題はについてを伺いたいと思うんですが、その緑のボランティアさんと一緒に検討されるという御答弁もいただきました。この町田市の花壇コンクールで受賞対象となった中から一例を御紹介いたしますと、花壇として整備される前は雑草が生い茂って、その場所がね。砂利まじりの荒地地だったところがあったそうです。それらを、その雑草だとか砂利を取り除いて耕して整地をして、会員の方が設計した図面をもとに周囲をレンガで積み上げて花壇を整備して、そこに花の苗を植えて水やりなどして、皆さんで協力して花を育てたと。その結果、荒地地が花畑に変わったというそういった事例もあって、そこが花壇コンクールで受賞されたというふうな事例もありました。

このように最初から花壇に花を植えるというのではなくて、例えば市内の荒地地と言うのも変なんですけども、今まで花が植わってなかったところも、その市民の皆さんとの協力で花畑に変わるというような夢のある取り組みですので、ぜひとも花壇コンクールですとか、先ほど申し上げた花の散歩道づくりですとかを、花育の取り組みと連携した形で花のあふれる花と緑のまちづくりを、ここを中心に、緑のボランティアさんを中心に、ぜひ幼稚園、保育園、また小学校、地域の方々と協働して積極的に取り組んでいただきたく、今回、私は要望させていただきたいんですが、最後に市長の御所見を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長(尾崎保夫君) 緑ということで、花と緑のまちづくりということでいろいろと御提案と御質問をいただいたわけですけども、花、緑、それぞれ私どものほうには狭山丘陵ということと、いろいろと緑の場所があるんですけども、また花につきましてもボランティアの方々が、いろんなところで花壇等、お手伝いをいただきながら地域の方のために一生懸命、手入れをしていただいているということも認識してるところでありますけども、その緑を育てるといふか、そういうふうなものを、あるいは花を育てるといふのは、一人一人の人がその地域の中で、どれだけそういうふうなものに対して意識を持てるかということだというふうに思うんですね。やはりそういうふうな意識をしっかりと持った、あるいは持てるような方々がグループになったりして、地域の中で育っていくのが一番いいかなと思ってるんですけども。

私自身もきょう、いつもそのドア、出たところで、「外の緑は、ああ、きょうはきれいだな」って言いながら、議会が始まりますといつもあそこで外の緑を見てですね、「ああ、伸びたな」とか言いながら一生懸命見てるんですけどもね。きょう、足元見たらアロエが「水ちょうだい」って言ってるんですね。乾いちちゃってて、干からびちゃってんです。大勢の人があそこを通った、私もあの目の前に立ってたのに、さっきまで気がつかなかったということで、非常に反省して一生懸命水をたくさんあげたんですけども。やはりこういうふうな形で、一人一人の方がちょっとした意識といふか、思いを地域の中、緑、あるいは花ということで持っていただける、そんな啓発といふか、事業を展開していかなきゃいけないのかなと思っておりますけども、じゃ先ほど担当の職員が答弁させていただきましたけども、一生懸命いろんなところで啓発なり、あるいは事業のお手伝いをしながら、あるいはグループの参加を呼びかけたりとかって一生懸命やってるんですけど、なかなかこれはというところがうまくいってないということが事実だなというふうには思っております。

ただ、今後とも東大和市にとりましては、日本一子育てしやすいまち、あるいは健康寿命のまちづくりということで、それらにとっては今言った水と緑、花、これは大切な基本要素であるだろうというふうに思っておりますので、職員、あるいは市民の皆さん方と力を合わせながら、今後そんな形のまちづくりに向かって頑張っていければと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひとも市民の皆様、一人一人と、あとキーポイントとなるのは、やっぱり緑のボランティアの方を中心とした取り組みを、ぜひとも進めていただきたく要望いたしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（押本 修君） 次に、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[17番 荒幡伸一君 登壇]

○17番（荒幡伸一君） 議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、平成29年第3回定例会における一般質問をさせていただきます。

今回、私は大きく5点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず、1点目は児童・生徒の脊柱側弯症についてであります。

脊柱側弯症は学童期に多く見られるため、学校健診の目的は早期に発見し治療、時には経過観察を行うことで、手術にまで至る重症例を減らすことにあります。脊柱側弯症のおよそ80%は、原因のわからない突発性脊柱側弯症で、側弯が進行すると重大な障害がいろいろと生じます。側弯症のうち、大部分は学童期の後半から思春期に発生します。その多くは早期に発見して治療を受ければ、進行してひどくなるのをとめられます。しかし、この年齢の子供たち、特に女子は背中を裸で見せることを母親にでも嫌がりますし、この時期には痛みなどの自覚症状がほとんどありませんので、側弯症が発見されることはしばしば遅くなりがちです。側弯症は一たび脊柱がひどく曲がってしまうともとは戻りません。したがって、側弯症は弯曲が進行する前に診断して、早いうちに治療を開始することが何にも増して大切です。

そこで、お伺いをいたします。

①といたしまして、脊柱側弯症は100人に3人から8人程度の発症率と言われていますが、現在の実態状況についてお尋ねいたします。

②といたしまして、脊柱側弯症は早期に発見することが重要です。早期に発見するためにどのような対策がとられているのか、お尋ねいたします。

アとして、家庭での対策について伺います。

イとして、学校での対策について伺います。

③といたしまして、脊柱側弯症は特に女子児童の発症率が高いと言われており、早い時期に矯正、治療することが肝要です。そのため、より精度の高いモアレ検診が必要だと思いますが、市の見解をお尋ねいたします。

次に、2点目といたしまして、ピロリ菌検査についてお伺いいたします。

日本では胃がんと診断された人は、毎年約12万人と推計され、そのうち約5万人の方が亡くなっており、罹



患者率や死亡率は年々低下しているとはいえ、高齢社会になって患者数も増加傾向にあります。2012年6月の新たながん対策推進基本計画では、改定前には記載されていなかった胃がん予防が国の方針として明確に位置づけられ、ピロリ菌除菌の有用性について検討することが盛り込まれました。また、世界保健機構、WHOの専門機関、IARCは2014年9月、胃がんの8割がピロリ菌の感染が原因であり、除菌によって胃がんの発症を減らせるとの報告書を発表し、特に日本人の胃がんでは9割がピロリ菌が原因と推測されると報告しております。また、人間の胃の中にいるヘリコバクター・ピロリ、通称ピロリ菌の除菌は、これまで症状が進んだ胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの病気に限って保険が適用されていましたが、2013年2月12日からピロリ菌の除菌による慢性胃炎を治療するための除菌に対しても、医療保険が適用されるようになったところでもあります。ピロリ菌を除菌することで、胃がんの発症を抑えることができるため、保険適用の拡大により胃がん予防が大きく前進するものと期待をしております。

そこで、お伺いをいたします。

①といたしまして、当市のピロリ菌検査の状況と課題についてお尋ねいたします。

②といたしまして、今後の事業の展開について市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、早期発見して治療することで胃がんのリスクを軽減するためにも、中学3年生にピロリ菌検査を無料で実施できないか、市の見解をお尋ねいたします。

次に、3点目といたしまして、投票率のアップ対策についてお伺いいたします。

選挙に参加したいのに投票所まで足を運ぶことが難しい高齢者や、投票所から比較的遠く離れたところにお住まいの方々に投票機会を確保することが、これからの超高齢社会を迎えるに当たっての課題であると考えます。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、東京都議会議員選挙での状況、問題点と課題についてお尋ねいたします。

②といたしまして、投票所から比較的遠く離れたところにお住まいの方々への今後の対策についてお尋ねいたします。

③といたしまして、湖畔集会所を投票所にできないかお尋ねいたします。

④といたしまして、移動期日前投票所として、ワゴン車に投票箱を載せて巡回したり、選挙管理委員会の職員らが機材を持って集会所等を回るようなことはできないか、市の見解をお尋ねいたします。

次に、4点目といたしまして、認知症高齢者の行方不明防止や早期発見についてお伺いいたします。

警視庁のまとめによりますと、昨年1年間に認知症の行方不明者として全国の警察に届け出があった人は、前年から3,224人ふえ、1万5,432人に上ったことがわかりました。2012年の統計開始以降、4年連続で最多を更新しています。また、昨年のうちに所在が確認されたのは、それ以前に行方不明になっていた方を含め、1万5,314人、第三者からの通報などを含め、警察活動で発見されたのは9,756人、自力で帰宅したり家族が発見したりしたのは4,950人でした。そして、発見時に死亡していたのは471人ということでした。行方がわからなくなる認知症高齢者がふえる中、認知症の人や家族が安心して住み続けられるまちづくりへ、行方不明防止や早期発見に向けた対策が重要だと考えます。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、平成27年第4回定例会の一般質問でも認知症高齢者の行方不明防止や早期発見について伺いましたが、現在の検討状況についてお伺いをいたします。

②といたしまして、板橋区や大田区が取り組んでいる外出時に携帯する「高齢者見守りキーホルダー」について当市でも検討できないか、市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、埼玉県白岡市が取り組んでいる発見者と保護者が直接やりとりできるウェブサービス「どこシル伝言板」について当市でも検討できないか、市の見解をお尋ねいたします。

④といたしまして、埼玉県入間市が取り組んでいる先端技術や地域住民の力を生かした「身元確認支援サービス」について当市でも検討できないか市の見解をお尋ねいたします。

最後に5点目といたしまして、観光資源の有効利用についてお尋ねいたします。

狭山丘陵は、首都圏に残された緑の孤島と呼ばれています。昔から守られてきた四季折々の里山の風景が、動植物とともに今も息づいています。貴重な草花や動物、鳥類、昆虫など、大都市近郊の緑地としては驚くほどの自然が残されています。狭山丘陵の美しい自然、魅力ある食文化、スポーツ等の観光資源を生かした地域づくりが必要だと考えます。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、狭山丘陵を活用した森林セラピーについてお尋ねいたします。

アとして、効果について伺います。

イとして、メリット、デメリットについて伺います。

②といたしまして、東日本大震災以降、頂上付近が崩れるおそれがあるため、立入禁止になっている狭山富士の整備について、市の見解をお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔17番 荒幡伸一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、児童・生徒の脊柱側弯症についてであります。脊柱側弯症は特に思春期に当たる小学生高学年から中学生の時期に発症することが多いと言われております。側弯の進行には個人差があり、急速に進行してしまうこともあることから、早期の発見及び治療が重要であると認識しております。そのため、市では公益社団法人東大和市医師会と契約を締結し、市内の小中学校において精密な健診を実施しているところあります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、ピロリ菌検査についてであります。当市におきましては胃がんリスク検査の一部として行っており、その実施状況と課題についてであります。実施状況につきましては平成26年度、640件、平成27年度、549件、平成28年度、341件であります。課題につきましては、胃がんリスク検査を希望される市民の方に受診していただくため、健康づくりカレンダーや市報等、情報提供におけます内容の工夫など周知の改善とともに、胃がん等の疾病とピロリ菌の相関関係などの情報提供が必要であると認識しているところあります。

次に、今後の事業の展開についてであります。検査でピロリ菌の感染が陽性となった市民の方には、医師の判断に基づいた治療などを医療機関で受けていただくため、除菌治療の必要性や方法を正しく理解していただくことが重要であると認識しております。また、胃がんの発症を予防するため、市民の皆様が胃がんのリスクとなりますピロリ菌感染に関する検査や治療法などについて、引き続き正しい知識の普及啓発を行ってまいります。

次に、中学3年生へのピロリ菌検査の実施についてであります。佐賀県では平成28年度から県内の中学生、

中学3年生を対象に、尿検査によるピロリ菌の検診を無料で始めたとのことであり、市が行っております胃がんリスク検査は、40歳以上の市民の方を対象とし、問診及び血液検査を内容としておりますことから、現時点では中学3年生へのピロリ菌検査の実施は困難であると考えております。

次に、東京都議会議員選挙の状況、問題点と課題についてであります。平成29年7月2日に施行されました東京都議会議員選挙では、東京都全体の投票率が51.28%であるのに対しまして、本市におけます投票率は53.76%となっております。また、期日前投票につきましては、投票者数が1万297人でありました。なお、今回の東京都議会議員選挙におきまして、問題点等はなかったものと認識しております。

次に、投票所から遠いところにお住まいの方々への対策についてであります。投票の原則は当日投票所投票であり、現在、地域性などを考慮し、市内には15カ所の当日投票所を設置しております。また、当日投票所における投票が困難な方々のために、期日前投票所を設置、運営、運用しているところであります。

次に、湖畔集会所を投票所とすることについてであります。投票所設置の原則として1投票区1投票所の原則がありますことから、既存の投票所とは別に同じ投票区内に投票所を設置することは困難であると考えております。

次に、移動期日前投票所の実施についてであります。移動期日前投票所は過疎地域や山間部の居住者への投票対策として、一部の自治体で運用されておりますが、本市における必要性につきましては、多角的な研究が必要であると考えております。

次に、認知症高齢者の行方不明防止や早期発見に関する事業の検討状況についてであります。現在、市では認知症による徘徊行動のある方を対象として、居場所お知らせサービスを実施しております。このサービスは、GPSを利用した探索用の専用端末機器を貸し出し、これを身につけて徘徊行動に出た場合に、警備会社のシステムにより居場所を確認するものであります。しかし、近年、ICT技術の進展やスマートフォンの普及などにより、徘徊高齢者を支援する新しい仕組みが登場しております。引き続き情報の収集を行うとともに、市が実施しているサービスとの違いや長所、短所などについて研究してまいりたいと考えております。なお、各自自治体が導入しておりますサービスの内容等につきましては、後ほど担当参事より説明をいたします。

次に、狭山丘陵を活用した森林セラピーの効果についてであります。森林セラピーにつきましては、血圧の低下や脳活動の鎮静化などの医学的な証拠に裏づけられた森林浴効果であり、森林環境を利用して心身の健康維持や増進、並びに疾病の予防を目指すものであると認識しております。現在、東京都内では奥多摩町と檜原村の森林、2カ所が森林セラピーの森に認定されております。こうした中、狭山丘陵が認定された場合は、より身近に健康増進に役立つ交流や活性の場として期待できるものと考えております。

次に、メリットとデメリットについてであります。メリットとしましては狭山丘陵が森林セラピーの森として認定された場合は、豊かな自然を生かした観光資源の一つとして活用できるものと考えております。一方で、認定を受けるまでに多額の経費が必要になることがデメリットと考えております。

次に、狭山富士の整備についてであります。昭和9年に完成しました狭山富士は、その頂上から村山上下貯水池と山口貯水池が一望できたとお話を伺っております。現在では、クマザサなどの雑木が生い茂っておりますが、これを管理いたします東京都水道局に確認しましたところ、特に立入禁止の制限はとっておらず、また現時点で周辺の環境整備の計画はないとの話でございました。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、当市における脊柱側弯症の現在の実態状況についてであります。平成28年度に実施した定期健康診断を受診した児童・生徒6,571名のうち、脊柱側弯症の精密検診の3次検診を受診した児童が43名、生徒は40名で合計83名おりました。そのうち、異常なし、または治療の必要なしと診断された者が40名、経過観察が必要と診断された者が42名、治療が必要と診断された者が1名となっております。

次に、当市における脊柱側弯症を早期に発見するための家庭や学校での対策についてであります。家庭におきましては子供の姿勢や健康状態の観察を行っていると思われまます。学校におきましては、小中学校では養護教諭及び担任が児童・生徒の姿勢についての指導を実施しております。また、保健だよりには脊柱側弯症の姿勢や、その見分け方などの記事を掲載して注意喚起を行っている学校もあります。

次に、モアレ検診についてであります。市では脊柱側弯症の早期発見と治療を目的として、公益社団法人東大和市医師会と契約を締結し、精密な検診を実施しております。その内容としましては、定期健康診断時に学校医から異常が指摘された児童・生徒に対し、専門医が視触診を行う2次検診、さらに検診の結果で異常が疑われる児童・生徒に対し、指定医療機関で診察の上、レントゲン検査を行う3次検診を実施するものであります。モアレ検診につきましては、エックス線を使用しないため、身体的な負担が少ないというメリットもあります。しかしながら、下着の状態で写真撮影を行うため、思春期を迎える児童・生徒の心理的な負担も考慮しつつ、他市の状況を調査するとともに、医師会の見解も確認したいと考えております。

以上でございます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私のほうからは、認知症高齢者の行方不明や早期発見に関する各自自治体の具体的な取り組みなどにつきまして御説明いたします。

まず、板橋区や大田区などで導入されております高齢者見守りキーホルダーについてであります。この事業は地域包括支援センターにおいて、高齢者の氏名、既往歴等の個人情報を登録していただき、登録番号と地域包括支援センターの連絡先をキーホルダーに印字して、高齢者に交付するものであります。高齢者が外出先で突然の変調等により救急搬送された場合に、救急隊、あるいは搬送先の医療機関等がキーホルダーの登録番号を地域包括支援センターに照会することにより、登録情報を確認することができるものであります。

続きまして、埼玉県白岡市などで導入されておりますどこシル伝言板についてであります。この事業は認知症高齢者の持ち物にQRコード付きのシールを張りつけ、発見者が携帯電話などで、そのコードを読み取ることで、システムの掲示板機能を利用して本人の特徴を把握し、また保護者との直接の連絡を可能とするものであります。行政機関を介することなく、直接の連絡が可能な点で、夜間、休日などにおいても迅速な対応が可能となるものであります。

次に、埼玉県入間市で導入されております身元確認支援サービスについてであります。この事業はQRコードを使用し、読み取ったコードを行政機関に報告して本人を特定するものであります。QRコードはシールに印字し、キーホルダーや衣服だけでなく、本人の爪にも張ることができるという点に特徴がございます。爪に張られたQRコードを読み取ることで、認知症高齢者が他の衣服を着用したり、あるいはキーホルダーなどを持参していなくても、本人を特定することが可能となるものであります。

これらの各市の事業は、行政機関を介させるものや、QRコードを利用することにより、プライバシーに配慮したものなどさまざまであります。ただし、いずれも関係機関への連絡やQRコードの読み取りという発見者の積極的な行為を必要とするものであります。また、埼玉県入間市の事業は、本人の身体の一部にQRコードを直接張りつけるため、御本人または御家族の方が心理的抵抗を感じることも予想されるところであり

ます。市長からも答弁がありましたように、今後も技術の進歩でさまざまなサービスが開発されるものと思われませんが、その長所、短所を見きわめて引き続き研究をしまいたいと考えております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） 詳細に御答弁をいただきまして、大変にありがとうございました。

では、順次、再質問をさせていただきます。

まず1番目、児童・生徒の脊柱側弯症についてでございます。

側弯症の発生を予防することは、まだできません。したがって、最も大切なことは、側弯症を早期に発見し、きちんと経過を観察し、進行しないうちに正しい治療を始めることです。まずは学校保健安全法施行規則にのっとり、定期健康診断を実施していると思いますけども、脊柱側弯症に関する検査はどのような内容で行われているのか教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 側弯症につきましてですけれども、定期健康診断時により学校の医師のほうで、全学年、健診のときに視触診でもって異常が疑われるというものにつきまして、2次健診及び3次健診という形で実施をするものでございます。2次健診につきましては、会場を別に設けまして、昨年度の曲がりぐあいが10度以上のものと、それからその年度に異常が指摘されたものという形に対して、専門医が視触診を行います。その後、さらにそこで異常が見つかった場合、3次健診といたしまして、指定の医療機関に保険証、また医療券を持って、その医療機関で診察を受け、レントゲン検査を受けるという形になってございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 診察では、この学校医が視触診を行うということですが、学校医以外の医師が診察を行うようなことというのはございますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校医以外におきましては、3次健診等、専門医の整形外科医の先生等に受診した際に診察を行うという形になりますので、それ以外のものについてのそういった診断を受けるということはないかと思えます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

学校での健診では、学校医以外は診察がないというふうに、そのような御答弁だと思いますけども、小中学校にそれぞれ学校医がいらっしゃいますけども、男性、女性、さまざまでございます。診察室には医師以外に診察の介助をするような看護師などは同室しておりますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 今ちょっとこちらのほうでは詳細な資料を用意してございませんけれども、医師のみだけでなく、介助するそういった看護師等の職員が、そちらに常駐するというものと思われま

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

診察室というのは、密室になることが多いと思いますので、どんなことが起こるのか予想ができないと思います。医師の身を守るためにも、介助スタッフについていただくことをお勧めいたします。ついてるということなので、よろしいかと思えますけども、側弯症に関しても、お互いに安心して診察ができると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、28年度に精密検査を受診した児童・生徒が合わせて83名いたとのことでしたけども、学校医から異常が指摘された児童・生徒は何名いたのか教えてください。また、過去何年間かの推移についても教えていただ

ければと思いますので、よろしく申し上げます。

○教育総務課長（石川博隆君） 3次健診まで異常が疑われるという形で、2次健診の専門医から指導を受けた対象になる数という形で、ここ3年間の数字をお答え申し上げます。

26年度でございますが、対象者、小学校で55名、中学校で39名で合計94名。27年度で、対象者、小学校が56名、中学校が64名で合計120名。28年度、昨年度ですが、小学校で対象者55名、中学校が70名ということで、合計125名という形で、ここ3年間で3次健診の対象になるもので、おおむね30名ほど増加してるという状況でございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

それ以外にも、この1次健診で、2次健診に回ってくださいという方、たくさんいらっしゃったかと思えますけども、またそれは後で伺いたいと思えますけども、次の2番目に移ります。

脊柱側弯症、早目に発見することが重要だということですが、早期に発見するための家庭での対策ですけども、学校によっては保健日より注意喚起をしていただいているということですが、教育長の先ほどの御答弁で、家庭で子供の姿勢や健康状態の観察をしているとのことでしたけども、この内容について具体的に教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 御家庭におきましては、児童・生徒の方々の日ごろの健康状態、またその栄養状態ですね、さらにその姿勢のよしあし等につきまして、常に観察をされているということをお慮されるというところでございます。特段、今現在、教育委員会におきましては、脊柱側弯症に限って何か対策をお願いしてるというのは現状ではございません。しかしながら、思春期に急速に進行してしまうという症状であることもございますので、今後、御家庭における意識のさらなる啓発活動、これが重要であるかというふうに考えてございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 具体的な検査方法は伝えていないということですが、脊柱側弯症は医師でなくても注意をすれば簡単な方法で側弯症の疑いがある子供を見つけることができます。その方法について、少し説明させていただきますけども、体形が左右非対称になっていることを見つけるものでございます。

まず、最も大切なのは前屈検査になります。両手の手のひらを合わせて、肩の力を抜いて両腕を自然に前に垂らし、肘を伸ばしたままゆっくりとおじぎをさせます。この間、検査する、親御さんになると思いますが、子供の正面、あるいは背面に位置をして、子供の背面を見通すようにしながら、肩、背中、腰の順に、左右の高さに差があるかどうか、視診、触診で確かめていきます。もし、左右のいずれかに盛り上がりがある、左右の高さに差があるならば側弯症が強く疑われます。この盛り上がりは、側弯症で背骨がねじれているために生じたもので、医学的に隆起、ハンプと言うようですが、そのように呼ばれております。

次に、立位検査、すなわち後ろ向きに真っすぐ立って、気をつけの姿勢をした状態ですが、この気をつけをした状態でウエストラインに左右非対称があるかどうかを調べるのと、肩の高さにこの左右差があるかどうかを調べる。また、肩甲骨の高さと突出の程度に左右差があるかどうか、この3点を調べるものでございます。なお、この前屈検査を行う際には、親御さんたちは椅子に腰をかけて行うこと。また、子供は上半身を裸にするか、女子では上半身をブラジャーだけにして検査することが必要になります。これらにより、かなり軽度の側弯症でも発見ができます。

また、前屈検査は後ろ向き、あるいは前向きの一方向のみではなくて、向きを変えて前後両方向から検査することが大切になります。前屈検査でも、左右の高さの差が5ミリ、6ミリ以下であれば、余り問題はないと言われております。中学生低学年では、背筋の左右の発達差がまだ少ないので、この差が7から8ミリ以上あるときは側弯症の疑いが強くなると。特に1センチ以上の左右差を見落としてはならないというふうに言われております。背中の高さの左右差は、左右の傾きによってもはかれます。この左右の背面傾斜角度が5度以上あるときは、側弯症の疑いが強くなるというふうに言われております。

それ以外にも、日常生活の中で、お母さんが一緒に入浴しながら背中を流して気がついたとか、洋服を新調するときに両肩や背中がきちんと合わないとか、スカートの丈が左右で違っているとか、そういうようなことで気づくこともあるそうでございます。

このような説明をイラスト入りで各御家庭に配布するだけでも、かなり注意喚起ができるのではないかと思いますけども、その点についていかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 市内の小中学校の養護担当教諭に、そのような形で確認をさせていただいたところで、議員おっしゃるような御姿勢の脊柱側弯症とはというふうなことを、学校の保健だよりに簡単なイラストを掲載した形で周知をしているところが2校ございました。そのほか、養護教諭が姿勢を指導しているところが3校、小学校でございますけど、特にそのほか何もしていないというのが5校ということです。中学校におきましても、担任教諭による姿勢の指導が1校ということで、そのほか特に何もしていないということで、本当にその学校によってなんですけれども、統一的なまだ対応ができてないかというふうに思われます。

議員おっしゃったように、脊柱側弯症の見分け方、こういったものを保健だよりを介しまして、御家庭に周知するというのは有効な側弯症防止、未然に防ぐためのいい方策になるかというふうに考えます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、実施をしていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、次に学校での対策ということですけども、先ほど教育長の御答弁でもいただきましたが、もう一度、具体的に今おっしゃってたのが具体的な内容かもしれませんけども、よろしく願いしたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校での対策ということで。

学校の対策につきましては、今申し上げたとおり側弯の指導ということで、養護教諭による姿勢の指導、それから保健だよりですね、こちらもちよっと不十分でございますけれども、そのような形の注意喚起ということと、あと担任教諭ですね、こちらのほうで指導、先生の姿勢の指導というふうな形の対策がとられてるかと思いますが、やはりこちらでも実際では十分ではないというふうな状況だと思えます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 済みません、ありがとうございます。

養護教諭や担任の先生とかには、引き続いてよろしく願いしたいと思いますけども、この先生方に直接指導をしていただくことも大事だというふうに思いますけども、児童・生徒が鏡の前に立って、自分で体をチェックする方法を、この先生方に指導していただくことも、とても大事な対策だと思いますけども、この件についてはいかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校の保健担当者連絡会議等、こちらのほうで催してございます。そういった会議を活用しまして、養護の担当の先生とも情報を共有しながら、学年の担任の先生にも、そのような形の指

導が行えるような、そのような対策も今後検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、よろしく願いをいたします。

では、この項目、最後の3番目になります。

いわて脊柱側弯センターの山崎センター長、いらっしゃるんですけども、脊柱側弯症のしおりの中で、このようなことを言われております。

側弯症になると何が問題なのかと。側弯症は、なぜ早期に発見し治療しなければいけないのか。3点にわたって話ししてくださっています。

第1に、背骨が大きく曲がると容姿に問題が起きると。見た目や姿勢が悪い、進行すると体のバランスが崩れて、歩行するとき体を曲げて歩く。そして、精神的にも鬱状態に陥ったり、コンプレックスを感じる場合もあると。

第2に、大きく曲がると胸郭や肋骨の変形が起これ、その中にある肺の存在するスペースが狭く、胸郭は硬くなり、呼吸機能に影響を及ぼすということです。そして、心臓の働きにも悪影響を及ぼす。特に幼少期より進行する場合には、肺胞、肺の中の細胞ですけども、成長に発育の障害が起きることです。

第3に、大きく曲がると背部痛や腰痛を生じることがあると。青年期には訴えは少ないが、脊柱の老化が進行してくる。背骨の老化や骨粗しょう症が起こってくる。40から50歳代に通常の場合より痛みを訴えることが多いということです。

大きくはこの3つが挙げられますけども、3つに共通しているのは、大きく曲がるという言葉でございます。ここに早期に発見し、治療しなければならない理由があります。そして、早期に発見して早期に治療、時には経過観察を開始することによって、手術に至る例をなるべく少なくすることが目標となりますというふうにおっしゃっております。

教育長の御答弁でもいただきましたけども、脊柱側弯症の疑いがあった場合の対応について、再度教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 先ほどの教育長の御答弁にありましたように、定期健康診断におきまして、学校医から異常が指摘された、異常と思われる児童・生徒に対しまして、2次健診としまして専門医が視触診を行うという形です。さらに、そこで異常が疑われる児童・生徒に対しましては、市内の医師会に加入して指定医療機関、整形外科で診察の上、レントゲン検査の撮影という形になる3次健診を実施してるところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

モアレ検診について、ちょっと御説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） モアレ検診につきましてでございますけれども、モアレ検診と申しますのは、すだれ状の格子を通した光を背中に当てて写真撮影を行い、できた高低を結んだ等高線の変形程度を専門医の方が読影をするという形のものでございます。こちらはレントゲン撮影のようなエックス線をしないということで、身体的な負担が少ないという利点がございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございました。



モアレ検診を実施した場合は、写真を専門医が読影をしますので、脊柱側弯症の疑いがあった場合は、2次健診で胸部レントゲン検査となります。学校健診で私が心配するのは、医師によって判定が異なるおそれがあるということです。先日、話を伺った学校医は、疑わしきは全て異常にするとおっしゃっていましたが、やはり多くの児童・生徒の診察をしていると、見逃すリスクはあるというふうに思います。その点、モアレ検診は全て同じ目で読影が行われます。検診の精度としては雲泥の差があるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） モアレ検診につきましては、しま模様の形でその変形ぐあいというのが確認ができるというような形で、エックス線も使用しないというふうな形の負担が少ないという利点はあろうかと思えますけれども、反対に写真の撮影ということで背面から、例えば先ほど議員おっしゃったように、裸のような形で、また下着も、尾骨の部分が、少し下げてるような形で写真を撮影するような形になりますので、特に思春期を迎える女子児童・生徒にとっては、心理的な負担がちょっと大きい点が難点かなというふうに考えられます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） その点はおっしゃるとおりだと思いますけれども、自分の体のためですので、その点はちょっと理解をしていただいて、検査をしていただければというふうに思います。

私は、この全ての児童・生徒にモアレ検診を行う必要はないというふうに考えております。成長の著しい小学校5年生及び中学校2年生を対象に検査を実施することで、早期発見できるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） ただいまモアレ検診につきましては、議員のおっしゃられたように他市でどのようにやってるかということも調べたところ、毎学年ではなくて、例えば小学校の5年生と、あるいは中学1年、あるいは2年というようなことで、特定の学年ということもあるようでございます。現状、東大和市の脊柱側弯症につきましては、児童・生徒、全対象に医師による定期健康診断、その中で何らかの異常等が疑われる場合には、より精密な検査へということで第2次、第3次へと進んでおります。そういう面では、この脊柱側弯症は、場合によっては急速に進行して大きく曲がるということもあるということでございますので、特定の学年のときだけでなく、東大和で現状行っている毎学年実施するということにも、一つの意義はあるのかなと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

小学校5年生、2年生以外の子は検査しないでいいということではなくて、それ以外の子は今までどおり医師によるこの視触診というのは、当然行われるものというふうに考えておりますので、その学年だけ実施をしたらいいのかなというふうに思います。全国的には、小学校の5年生、6年生、また中学校1年生、2年生のうちの2回検査をすればいいというふうに言われておりますので、そこを捉えてぜひ検査に進んでいただければと、より精度の高い検査をできればというふうに思っておりますので、ぜひ前向きに進めていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。ピロリ菌の検査についてでございます。

このピロリ菌検査につきましては、公明党として繰り返し、この要望をさせていただき、導入をしていただきましたけれども、まずはこの導入の経緯についてお伺いできますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市では、平成25年度から胃がんリスク検査を東大和市医師会に委託して開始しております。実施の経緯につきましては、まず医科学的な研究といたしまして、ピロリ菌と胃がんとの関連が究明されてきたという社会的な状況がございます。また、多摩地域におきましては、西東京市では平成23年度に市の医師会が、多摩市では平成24年度に市が、それぞれ市民を対象に胃がんリスク検査を開始したという状況がございました。しかしながら、胃がんリスク検査は健康増進法など法令で定められた検診ではなく、市の独自事業となりますことから、医師会など関係機関との理解や協力、また費用対効果の検討が必要であるというそういった認識に基づきまして、東大和市の医師会と調整を行った結果、胃がんリスク検査の実施に前向きな理解と協力が得られたこと、また胃がんリスク検査にはさまざまな利点ですね、一般的に1回の検査でよく、毎年受ける必要がないことや、血液検査のみであること。また、市民の方の身体的、経済的負担が少ないことなど、総合的に多くの利点があり、市民の胃がん予防対策として市民の方に有効でありますことから、健康増進の推進を図る市独自の事業として実施することに至ったものであります。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。よくわかりました。

では、ピロリ菌とはどのような細菌なのか教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 人と一部のサルの中のみ見つかることから、経口感染すると推定されておられて、1度持続感染しますと自然消滅するのはまれで、胃の粘膜の表層に炎症を起こして、粘膜を萎縮させ、またそれが長期間続くことによって胃潰瘍や、また胃がんが発生すると考えられております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

1度ピロリ菌に持続感染をすると、自然消滅するのはまれであるというふうなことですけれども、ピロリ菌感染の有無を調べることの効果はどのようなことなのか、教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） ピロリ菌の感染は胃がんの原因と考えられておりますが、感染しても症状が出ないことが多いために、ピロリ菌の感染の有無を知り、陽性の場合には除菌治療を行うことで、ピロリ菌の感染による胃がんを予防する効果が期待できるものと考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、現在、当市で実施していただいております胃がんリスク検査の内容の詳細について教えてください。

○健康課長（志村明子君） 胃がんリスク検査の内容の詳細についてでございますが、胃の粘膜の健康度をチェックする検査となっております。年齢を重ねますと老化現象として、体においても胃の粘膜も萎縮という変化が起きてございます。この萎縮の主な原因となるピロリ菌の有無を見るためのピロリ菌抗体検査と、そして萎縮がどのくらい進んでいるかを見るペプシノーゲン値という2つの内容を血液検査で調べるものでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、ピロリ菌抗体検査の内容とペプシノーゲン検査の内容について教えてください。

○健康課長（志村明子君） まず、ピロリ菌抗体検査の内容でございますけれども、血中に含まれますピロリ菌の抗体を測定し、現在、胃の中にピロリ菌が存在しているかどうかを調べる検査で、抗体が一定以上ある場合には陽性となります。また、ペプシノーゲン値の検査についてでございますが、こちらは血中に含まれます胃の

消化酵素、ペプシンのもとになりますペプシノーゲンの量を測定する検査で、ペプシノーゲン法で陽性の場合には胃の粘膜の収縮や炎症が疑われ、胃潰瘍やポリープ、胃がんなどが発生しやすい状況であると考えられるものでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、28年度の胃がんリスク検査の結果の詳細について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 平成28年度の胃がんリスク検査結果の詳細についてであります。受診者341人のうち、Aの——つまりペプシ菌の感染もないし、ペプシノーゲン値も高くなかったという方が254人、要精密検査としてB、ピロリ菌の感染の方が45人、Cとしてピロリ菌の感染、または萎縮が進んでいるという方が42人。要精密検査の方は、それらを合わせ87人となり、受診者のうち25.5%の割合でございました。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 受診者341人のうち87人が要精密検査であったとのことですが、精密検査の詳細について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 精密検査の詳細についてでございます。精密検査の内容につきましては、胃の内視鏡検査をしております。1次検査を受けた実施医療機関から検査結果の説明とあわせ、紹介状を兼ねた精密検査表を発行し、対象の方に受診を進めていただいております。平成28年度は、要精密検査となった87人のうち78人、89.6%の方が精密検査を受けていただき、そのうち慢性萎縮性胃炎の方は66人で、55の方がピロリ菌の除菌治療を受けたということ把握してございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、②番、今後の事業の展開についてに移りますけれども、胃がんリスク検査は40歳から74歳で、今まで受けたことのない方が対象ということになっているわけですが、胃がんリスク検査の充実として、対象の拡大などの考えはございますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 今現在行っております胃がんリスク検査は、がんなど生活習慣病発症の割合が高くなり、なおかつピロリ菌の感染率が高いと言われております40歳以上の方を対象としておりますことから、現時点では対象の拡大をする考えはございません。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） 対象を拡大することは考えてないということですが、先ほどの市長の御答弁で、胃がんリスク検査の実施状況について、平成26年度、640件、平成27年度、549件、平成28年度が341件と年々受診者が減っております。対策として市報などの情報提供の内容の工夫など周知の改善を図るといったことではございますけれども、壇上でも先ほど述べさせていただきましたように、ピロリ菌除菌の保険適用が拡大されたことについて、市民への普及啓発にどのように取り組んでいくのが重要だというふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） ピロリ菌の除菌治療は、平成25年度から慢性胃炎にまで拡大されたということでございます。除菌治療に当たりましては、個別の状況により治療の内容が異なってきますことから、治療の必要性や除菌の確認など、健康保険の適用も含めた治療内容については、医師による個別指導が重要であると考えております。

市民の皆様への普及啓発は、一般的な内容としまして、胃がんのリスクとピロリ菌が関係することなどにつ

きまして、ホームページ、市報などを通し、さまざまな情報媒体や機会などを通して情報提供の充実について行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

市民の方の中には、ピロリ菌除菌の保険適用を拡大されたことについて御存じなく、自己負担金が多くかかると検査を受けるのに二の足を踏んでいらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますので、普及啓発、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、この項目の最後に入っていきますが、市長の御答弁で佐賀県の取り組みについて紹介をしていただきましたが、佐賀県は公立や私立、特別支援の全中学校で実施されている尿検査の試料の残りをを用いることで、負担感なく感染を調べています。感染疑いの生徒には、追加で検便を実施し、感染の有無を確認しています。検査はあくまで任意で行われておりますけれども、家族への啓発にも期待が持てるというふうに思います。この尿検査でのピロリ菌検査について伺いできますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） ピロリ菌の胃の検査についてでございます。こちらにつきましては、まず尿中でピロリ菌の抗体検査を行って、そこで陽性が出た後に確定診断ということで呼気測定検査等を行って、診断を確定するというところでございます。

その後の除菌治療に当たりましては、保険適用の要件に該当すれば保険適用になりますけれども、保険適用での要件が内視鏡検査による慢性胃炎の確定といったようなそういったものがありますことから、実際、佐賀県で行っております除菌治療についてまでの費用の財源だとか、こういった形でやってくるかについては、ちょっと把握のほうはしてございません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

また、佐賀県においては、平成26年3月20日に佐賀県がんを生きる社会づくり条例が施行されました。その第4条に県の責務として、特性に応じたがん対策に関する施策を策定し、実施するものとあります。また、第9条2号にはがんの予防効果のあるワクチンの接種、その他のがんの予防推進のために必要な施策など、がんの予防推進、第10条第3号にはがんの早期発見のための必要な施策など、早期がん発見への推進が示されております。

この佐賀県の知事ですけれども、昨年2月の臨時記者会見で、肝がんの要因は肝炎ウイルス、胃がんの原因となるピロリ菌の除菌など、予防できるがんについては、そのリスクを軽減することが大事であり、私も50歳になり、これまで嫌がっていた胃の内視鏡検査というものを夫婦で受けました。そして、私の場合はピロリ菌があり、初期の胃がんということで、幸い早期発見、早期治療につながったことの経験を踏まえ、県民にがん検診の必要性を強く訴え、まだまだ低いがん検診の受診率向上を推進していきたいというふうにコメントをされております。そして、同時に都道府県単位では、全国初めて昨年度から子供たちの40年先の胃がんリスクを取り除きたいとして、ピロリ菌除菌に用いる薬の対象が15歳以上であることから、中学3年生を対象にピロリ菌検査を実施されております。もちろん検査費用も、要治療となった生徒の除菌治療費も、県が全額補助をしております。担当課では、検査が任意であることから、医療機関と学校と連携が不可欠とした上で、若いうちから予防すれば胃がんのリスクが大きく軽減され、未来に向けた予防体制の確立に役立てたいというふうにコメントをしております。

そこで、尿検査によるピロリ菌の検査は、簡便で体への負担も少ないなど利点が多く、若い世代のがん予防として中学生などを対象に導入について検討すべきだというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） ピロリ菌が胃がんへの全てではないということではございますけども、感染予防につながるということは、先ほども議員のほうからも御紹介ありましたように、そういうふうに言われているということは我々も承知してるところでございます。ピロリ菌の検査の方法につきましても、幾つか種類があるようございまして、直接、内視鏡を使用してする検査のほか、呼気、血液、便ですとか尿ですとかということで、そういった検査もあるようございまして、佐賀県で実施しているものは尿を使ってということではございますけども、当市が25年から実施をしております40歳以上の胃がんリスク検査につきましても、医師会の先生方といろいろ調整をさせていただきながら、実施をしてきているという経過もございまして。また、この除菌における内容につきましても、一部には多くはないというふうには聞いてございますけども、副作用の件も専門家の医師からも若干指摘をされてるということもございまして。また、特に中学生にということになりますと、未成年者ということもございまして、陽性判定後の対応等もございまして。また、実施をするに当たっても、財政の問題等もございまして、現時点では大変難しいとは考えておりますけども、国及び東京都の動向なども注視をしていながら、研究をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、前向きに考えていただきたいと思います。

ピロリ菌は幼児期に感染しやすく、免疫力が強い成人になってから感染することはほとんどないというふうな考えられております。親がかみ砕いた食べ物を子供に口移しで与えるといった行為は、ピロリ菌を感染させる可能性があります。特に免疫が不完全な幼児期は、細菌全般に感染しやすいというふうに言われています。ピロリ菌の感染を早期発見し、治療することで、東大和市では胃がんのリスクが軽減され、将来的に医療費の抑制にもつながると思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 確かに先ほども申し上げましたとおり、若いうちに除菌をして胃がんのリスクを減らすということは、結果といたしまして御本人の健康にもつながりますし、市の医療費の抑制等々にもつながっていくことは承知はしてございます。そういったところも含めまして、総合的に各市の動向等も注視しながら、財政上の問題等もございまして、そういったところは先ほどの答弁とちょっと重複をいたしますけども、研究は進めてみたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） これは福祉部だけの問題ではないというふうに思うので、難しいことかもしれませんが、28年度の胃がんリスク検査の目標値が、800件に対して341件の実施でございました。459件の乖離があるわけですが、それを考えると、この中学3年生へのピロリ菌検査の実施も可能なのではないかとこのように思いますけども、その点、いかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 確かに胃がんリスク検査の状況といたしまして、26年度から27年度につきましても減少傾向にあるということではございますが、やはり1度受けて陽性反応が出ない、陰性だという方に関しましては、次の機会が、検査をするということもないのかなというふうに思っております。当然、減ってるから、その方だけがというふうに思いませんけども、そういったところも含めましてPRには当然努めていかなければいけないというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、検討を進めていただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

じゃ次の……

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

---

午後 2時43分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君） では、引き続き再質問させていただきます。

3番、投票率のアップ対策についてでございます。

今回の東京都議会議員選挙は、話題性や注目度も高く、連日、ワイドショーで放送されるなどした割には驚くほどの投票率ではなかったわけですが、期日前投票が1万297人と過去に比べて多かったように思いますが、過去、何回かの推移について教えていただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 期日前投票者数の御質問でございますけれども、まず平成28年、昨年、行われました7月10日の参議院議員選挙、それからその後、同じ月の31日に執行されました東京都知事選挙でも1万人を続けて超えております。その前年の平成27年4月に、東大和市議会議員及び市長選挙が執行され、期日前投票期間は選挙の中で一番短い6日間でございますが、このときは8,311人でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

この期日前投票の環境がよくなったというのが、大きいのではないかとというふうに思いますけれども、先ほどの市長の御答弁で、問題点等はなかったというふうにおっしゃってございましたけれども、市民からの苦情など連絡が入るようなこともございませんでしたでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） まず、苦情というところにつきましては、例えば期日前投票に限って申しますと、宣誓書の提出というのがございます。これは公職選挙法施行令の49条の8で、宣誓書の御提出は義務づけ規定となっておりますので、お書きいただいているわけですが、それにつきまして当日投票所ではなぜ書かない、こんなものを出させるんだというようなお怒りというか、お叱りはよく受けてるところでございます。たまたま今回の都議会議員選挙では、そうしたお叱りも受けることはなかったのですが、そのような法律的、制度的にどうしようもないようなものについてのお叱りにつきましては、苦情としては承っておりませんので。

あと御要望につきましても、私ども事務局、3人で運営してるわけですが、特に敷居を高くしてるわけじゃないんですけど、こうしてくれというような御要望も、私どもの耳には届いていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） よくわかりました。ありがとうございます。

では、②番に移りますけれども、地域性を考慮して、この市内に15カ所の当日投票所を設置しておりますけれども、今後ますます高齢化が進むわけでございますけれども、投票所まで行くのが困難だという市民に対して、何らかの対策はとれませんかでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） まず、当日投票所ということでございますけれども、東大和市の面積、全体で御存じのとおり13.42平方キロというふうになっております。多摩湖とその周辺緑地などの市街化調整区域と呼ばれる部分を除きますと、七十数%が面積、居住、可住面積というんでしょうか、それですので、10平方キロ未満というところに15カ所を運用しているという現状で、これまでは十分かなと思ってきたわけですけれども、御質問のとおり高齢化といったものがのっぴきならないスピードで進行しているというところは、私どもも認識はしております。

昨年の参議院議員選挙から、こういった投票所にいらしていただく方が、困難な方に対する移動支援を行った場合には、一定の経費を国なりが見るとい改正が行われておりますので、今後の動向を見て、あるいは東京都選挙管理委員会やほかの26市全体の状況を見ながら、研究していかなければいけないかなと、さように考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） まさに移動支援のことについて、これから聞こうと思ってたんですけども、家を1人で出るのも困難な方などは、期日前投票所で市役所まで出てくるのが大変だというふうにおっしゃっております。巡回や送迎バスの運行で移動支援をしている自治体も多く見られますけども、同じように移動支援はできませんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 移動支援につきましては、これまで取り組んでこなかった新しい発想であるとともに、事業として国なども考えているというあらわれだとは捉えておりますけれども、やはりそこに新たなことを手がけるということでございますと、新しい予算を伴ってくるということもございますので、この辺は慎重に対応したいと、このように考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 慎重に考えてくださるということですけども。

③番に移ります。湖畔地域にお住まいの方々から、切実なる要望をお受けしているのですが、湖畔地域の投票所は狭山公民館になっております。ちょこバスに乗ってバス停でおりてから、一山越えてやっと投票所に到着するんだと、こんなつらい思いをして投票なんかしたくないというような方と、また自分たち年寄りも投票するなということだと、このような声を聞いております。せめて、この湖畔集会所までなら歩いていけるんだということなんですけども、先ほどの市長の御答弁でも設置は困難であるとのことでしたけども、市内でも高齢化率の高い湖畔地域でございます。何とかありませんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 何とかしたいんですけども、まずほかの地域の集会所などもあわせて、何年か前に湖畔集会所もちょっと調べさせていただきました。ちょっと投票所にするには、スペース的にかなり狭小かなということと、それとあわせて駐車場の確保ですとか、車椅子の方々への対応ですとか、そういったものを考えると湖畔集会所、地域のコミュニティ施設というところで存在しているところもあろうかと思いますが、ちょっと投票所として使わせていただくところが、かなり難しいかなと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） であればですけども、④番にも絡んでくるんですけども、選挙管理委員会の職員らが、機材を持って、この湖畔集会所で期日前投票所を設置するというようなことはできませんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 選挙管理委員会の事務局の職員がというお話でございますけれども、御存じのとおり先ほども申しましたけれども、私ども3人しかいない、市役所の中でも零細企業でございませ

て、この中で特に期日前投票と申しますのは、先ほどの冒頭の議員さんからの御質問にもございましたとおり、こここのところ1万人を突破することが非常に多くなっております。昨年の参議院、都知事は期日前投票が16日、17日の中で1万人を超えたわけですけれども、今回の都議選に至っては8日間の期日前投票の中で1万人を超えてきたというところで、朝8時半から夜8時まで、非常に対応に追われているのが現実でございます。そうした中で、3人のうち1人が抜けるというのは、ちょっと残った職員にかなりの負担がかかりますので、厳しいということと、あとこれは私見でございますけれども、やはり外を回るとのことについては、あるいは出先で何らかの投票の対応をすることについては、職員が1人というのは好ましくないと考えておりますので、現状では非常に困難かなと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） とにかく、この職員の方が少なくて厳しいというようなことは切実に伝わってまいりました。職員の方をふやしていただくということは、お考えできませんでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 行政委員会の関係でございます。本来、私が答弁することではないかもしれませんが、人事の関係ということですので。御存じのとおり、私も職員の数につきましては、定数条例上、限りがございます。今、選挙管理委員会の話も出ておりますが、全体的に、全庁的にやはり人材的には厳しいところがございます。現状維持というのが、一番のところかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

とにかく高齢化は進む一方でございます。移動期日前投票所を実施するなどして、投票環境の向上につなげなければ、ますます投票に行けない市民がふえてしまうというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） いろいろ御質問の中で、御指摘いただいたとおりとして承っております。まあ、高齢化、あるいは超少子高齢化と言われて久しいわけですけれども、選挙管理委員会、あるいは事務局としましても、今議員さんからございましたとおり、投票に行けないのに、投票したいのにいろんなことでリスクがあって行けないということは、これは今までは見えてこなかった社会情勢、問題だと思っておりますので、繰り返しになりますけれども、今後、当市の選挙管理委員会を含めまして、東京都や26市の動向を参考にしながら、少しでも投票所に楽に行っていただけるような方策を考えるべき時代が来てるということ認識してございますので、今後、多角的に研究をしていきたいと、かように考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、前向きに考えていただきたいというふうに思います。

この移動支援や移動期日前投票所の取り組みについてなんですけれども、国などからの財政措置というのはありますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 財政措置につきましては、昨年の参議院議員選挙から、国で定めております選挙の執行経費の基準法というものが一部改められまして、議員さんが今問題にしておられる移動支援等について経費を認めるという改正内容でございます。あわせて、東京都の区市町村での取り組みに関する経費の申請、請求などを担当しているわけですけれども、東京都選管につきましても、そのような移動支援に関する請求があった場合には、これは断る理由は何もないということでございます。

以上でございます。



○17番（荒幡伸一君） では、この特別交付税措置ですけれども、これを利用して移動支援や移動期日前投票所の取り組みを、ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

ことしの静岡県知事選から、移動期日前投票所の取り組みを始めた伊豆の国市選管によりますと、移動投票車、車のことですが——は市役所や公民館に投票所を設置するよりも作業が簡易、短時間ごと複数箇所を回れる機動性もあるという、また立ち会いの人員も削減できる利点があるというふうにおっしゃっております。ぜひ、一日も早く投票環境の向上につながるような取り組みができることを要望して、次の質問に移らせていただきます。

4番目、この認知症高齢者の行方不明防止や早期発見についてでございますけれども、平成27年第4回定例会でも同じ質問をさしていただきましたが、これまでにどのような検討がなされたのかを、まずお伺いいたします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ICT技術を使用したシステムといたしまして、昨年度、ちょっと私どもが目にしたサービスというものが公表されました。これは多摩市ですとか、稲城市が導入したものですけれども、高齢者の見守り用のタグの形状の端末機というものを使用いたしまして、その端末機というものはGPSを使うのではなくて、近距離の無線通信の国際規格であるブルートゥースという技術を使っております。その技術を使うことによりまして、非常に小さく、靴にもつけられるような大きさのものということでございます。

徘徊中の高齢者が、この靴につけられたタグをつけて歩くわけですけれども、そうするとその無料アプリをインストールしたスマートフォンの近くを通り過ぎると、その現在地を自動的に警備会社のシステムに送信して、その位置を把握することができるという、こういうシステムであります。タグを装着した、その靴を履いていただけかどうかということ、あるいはたくさんの方がその無料アプリをインストールしていただくかどうかという課題はございますけれども、そのQRコードの読み取りのような発見者の積極的な行為というものを不要にするということで、そういう行為がなくても現在位置を把握できるという特徴を有しております。

この事業というものは、国土交通省のモデル事業となっております、現在も実施中ということでございますけれども、私どもちょっとこの事業の実績を注視してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） よくわかりました。

では、市内の高齢者が徘徊により行方不明となった事案について、発見時の状況など、わかる範囲で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 平成26年度から平成28年度までの過去3カ年におきまして、市民の方が行方不明になった事案のうち、市が把握してるものにつきまして御報告いたしますと、その事案は8件ございます。そのうち、警察が保護したものが4件、それから町なかで倒れて救急搬送されたものが1件、それから自力で自宅に帰られたものが3件ございます。発見場所というものは、小平市が4件、武蔵村山市が1件、残りは市内ということになります。8件のうち、私どもが導入しております居場所お知らせサービスの利用者というのはいませんでした。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） 承知いたしました。

では、今8件のうち居場所お知らせサービスの利用者はいなかったということですが、居場所お知らせサービスの利用者は今何名いらっしゃるのか、またその課題について教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 居場所お知らせサービスの利用者でございますが、現在4名の方でございます。

それから、課題ということでございますけれども、やはり高齢者が外出時に端末機を所持しなければ、居場所の探知ができないというところが課題でございます。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） 課題については2年前と変わらないというわけですが、次、②に移りますけれども、当市がこの行方不明高齢者の探索能力を高めるため、各地域の先進事例を今回挙げさせていただきましても、板橋区にお住まいの65歳の方からの情報提供があり、今回、調べてみたんですけども、この方は病気とは無縁だったそうですが、2年前に病魔に襲われまして、不安な日々を送っていたということでございます。

そんな折、板橋区が外出時に携帯する高齢者見守りキーホルダーを無料配布していることを知り、早速申請し入手したということでございます。それからは、安心して外出ができるようになったということでした。この板橋区や大田区の高齢者見守りキーホルダーを当市でも採用することはできますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 板橋区や大田区の高齢者見守りキーホルダーというのは、QRコードを利用した非常にシンプルでわかりやすい仕組みと評価しております。この事業は、もともと行方不明者の探知のためというよりは、むしろ突然、例えば意識を失いまして救急搬送された場合のように、本人が意思表示をすることができない状況下において、消防ですとか医療の関係者が本人に関する情報を取得しやすくする仕組みであります。適正な情報を収集して、的確な対応をすることが可能となるということで、外出時に不安のある高齢者にとりましても、安全安心につながるものというふうに考えております。

一方、搬送先の医療機関等がQRコードを読み取りまして、行政機関に本人情報の照会をするという仕組みでございますので、行方不明者を発見した一般の方が、この仕組みに関与することは難しいという事情がございます。この仕組みの課題ということで認識しております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） では、わかりました。

③に移ります。ランニングコストは少なく、問い合わせは全てシステムが対応できるという埼玉県白岡市のどこシル伝言板ですけども、これをどのように評価をされてるのか教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 白岡市の件について御答弁する前に、先ほどの大田区、それから板橋区の件で、私、QRコードと申し上げましたが、単純なコードでございますので、そこは訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

その上で、埼玉県白岡市のどこシル伝言板の評価でございますけれども、このどこシル伝言板につきましては、先ほど御答弁で少し触れましたけれども、発見者が行方不明高齢者のQRコード、これを読み込みまして、システム上の掲示板機能を利用して、保護者と直接連絡をとることが可能となる仕組みということでございます。登録する個人情報というものは、性別、年齢、身体的特徴、既往症、保護時の注意事項等ということでございます。あとニックネームというものも登録するというところでございます。氏名ですとかアドレス、メールアドレスなど個人を識別する情報は公開しないということでございますので、個人情報に関する利用者の不安というものはある程度軽減されると、こういう仕組みでございます。

長所といたしましては、問い合わせというものは全てシステムで対応いたしますので、自治体の執務時間に左右されずに、24時間365日の対応が可能であるということでもあります。それから、QRコードの購入費のみで利用できて、あるいはスマートフォンを利用いたしまして、特別なシステムも不要でございますので、経費

も比較的少なくて済むという点が長所でございます。

課題といたしましては、QRコードを一般の方にスマホで読み取ってもらうために、あえて目立つ場所に、そのQRコードを張る必要があると。そこが御家族の心理的な抵抗につながるのではないかとこのように考えております。それから、QRコードの読み取り、それから家族の連絡、あるいは場合によっては引き渡しまで、全てその発見者個人に依存するということがございまして、一般の方にそこまでの行動を求めることが、過剰な負担になるのではないかとこの懸念もございまして。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、次に④番ですけれども、爪などにQRコードつきのシールを張る埼玉県入間市の身元確認支援サービスですけれども、これをどのように評価されてますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 入間市のシステムでございまして、この入間市の場合には、持ち物だけではなくて体の爪ですね、爪にもQRコードつきのシールを張るところに特徴がございまして。爪に張られましたQRコードは、2週間ほど張りかえる必要がないそうであります。持ち物を持たない場合であっても、本人確認の情報を取得することができるという点が、他の制度にはない長所でございます。

ただし、爪とはいえ体の一部に直接QRコードをつけるものでございまして、認知症高齢者、御本人の基本的な人権という観点から、さまざまな御意見が出てくるのではないかとこのように考えております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

どの取り組みも一長一短あり、採用するのは難しいということは理解をさせていただきました。この項目、最後の質問になりますけれども、当市における行方不明高齢者対策のこれからについて伺えますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ICT技術というものの発展というものは、非常に目覚ましいものでございまして、現段階では行方不明者の探索において完璧なシステムというものはないというふうなのが、私どもの認識であります。けれども、認知症という方は非常に行動範囲が広くて、一地方自治体の区域のみでは解決しないものというものも見受けられていると。したがって、本来は広域的に同一システムで運用することが理想だろうというふうに考えております。

報道によれば、認知症サポーター、これ国が1,200万人の目標数値を掲げておりますが、その育成の数字でございましてけれども、この認知症サポーターの協力と、それからICT技術を組み合わせた探索システムというものも研究しているということが報道されておりますので、今後も認知症の方を初めとした高齢者の方々が、住みなれた地域で安定した生活を継続することができるように、情報をしっかりと収集して研究してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。これからはしっかりと、このアンテナを張っていただいて、東大和市に合った取り組みができることを要望いたしまして、最後の項目に移らさせていただきます。

5番、観光資源の有効利用についてでございます。

この森林セラピーの効果について、気持ちの安定などは健康面でプラス効果があるというふうに理解をしておりますけれども、しかしこの森林セラピーの森のこの認定には相当の費用が必要なことから、容易ではないこ

とは認識をしているところでございます。そこで、森林セラピーの森の誕生に至るまでの状況等について、お伺いをさせていただきます。

○市民部副参事（宮田智雄君） 森林セラピーの森の認定に至るまでの状況についてでございますが、森林セラピーは生理実験や心理実験等による癒やしの効果の検証等がなされた森を、森林セラピー基地及び森林セラピーロードとして、林野庁の外郭団体に当たりますNPO法人森林セラピーソサエティが認定をし、現在、全国に62カ所の森がございます。法人事務局に問い合わせをしたところ、認定に当たっては休憩や宿泊施設、また歩道等、環境整備の要件がございます、この費用に審査料250万円が加算されますと、各自治体で保有しております自然環境の整備の状態によっては高額化してしまうことから、費用面は大きな課題になるとのお話でした。このほかに森林セラピーの申請は、原則、土地の所有者が行うことから、東京都との調整も必要になるとのお話をお伺いしました。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

森林セラピーのこの申請は、原則、この土地の所有者が行うということでございますけれども、本市が抱えている狭山丘陵には、市立狭山緑地のほかに都立東大和公園や、さらに東京都水道局の所有地がございます。申請するに当たっては、当然この東京都との調整を図る必要が生じるわけでございますけれども、全国に展開している森林セラピーでありますけれども、都道府県と連携する中で森林セラピーの森に認定された事例などがありましたら、教えていただけますでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 都道府県と連携、関連する中で、森林セラピーの森に認定された事例についてでございますが、森林セラピーソサエティ事務局によりますと、全国の森林セラピーの森の中で、唯一、県として申請し認定されましたのが、山梨県の武田の杜とのことでした。また、この武田の杜を指定管理しております山梨県造園建設業協同組合にお話をお伺いしましたところ、山梨県が既存の保健休養林という森林環境の再整備に伴いまして、平成24年度に森林セラピーの森の認定を受けたとのことでした。その後、平成25年度の1年間を準備期間といたしまして、平成26年5月にオープンに至りました。なお、武田の杜の所在地であります甲府市を初め、近隣自治体とは年一、二回の協議会は開催されてるようですが、森林セラピーの取り組みでは、現時点でPR活動以外の連携事業などは実施していませんと、そのようなお話でございました。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、狭山丘陵を活用した、この森林セラピーのメリットでは、観光資源の一つとして活用が見込めるものであると考えますけれども、この将来を見据えた中で、今後の取り組みなどに関して考えがございましたら、お伺いできますでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 森林セラピーに関する今後の取り組みについてでございますが、先ほど副参事のほうから説明ありましたように、費用面でもさまざまな課題等から、現在、私どもで実現に向けた具体的な取り組みはございません。しかしながら、平成29年度に発足いたしました本市と東村山市、武蔵村山市、あと西武・狭山丘陵パートナーズによります狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会、この中で森林セラピーにつきましても、将来的な課題の一つとして投げかけてみたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、よろしくお願いをいたします。

同時に、この歴史的なストーリーがあります狭山富士に関しても、狭山丘陵の絶景ポイントとして観光資源の1つに活用できないものか、今後の取り組みなどに関して考えがございましたらお伺いできますでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 狭山富士に関する取り組みについてであります。こちらは東京都水道局が管理しておりますことから、当市で直接環境整備に着手することはできません。しかしながら、狭山富士の歴史をさかのぼりますと、完成当時はまさに観光資源としての価値があったものと考えてございます。狭山富士につきましても、現在活動しております狭山丘陵観光事業推進実行委員会にて情報提供を行う中で、その結果によりましては、必要があれば東京都等へ対応を図ってまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

狭山丘陵を観光資源として有効活用するに当たっての課題の一つに、大半がこの東京都の所有地ということが挙げられます。このため、先ほどの御答弁にあります狭山丘陵観光連携事業の動向には期待を寄せております。また、狭山丘陵を取り巻く自治体は、東大和市、武蔵村山市、東村山市の3市以外に、瑞穂町、さらに埼玉県所沢市や入間市の5市1町に及んでおります。狭山丘陵周辺地域が広域で連携することで、さらにこの地域、魅力の向上を図る好機になるというふうに考えますけれども、今後のこの広域連携などについての考えがあればお伺いをさせていただきます。

○市民部長（村上敏彰君） 狭山丘陵を取り巻く自治体の広域連携についてでございますが、現在3カ年計画で進めております狭山丘陵観光連携事業のこちらは3年間で一応成果を見せるものでございますが、4年目以降の取り組みの中では、当然、瑞穂町、所沢市、入間市も含めた5市1町での広域連携の可能性につきましては、当然視野に入れるべきものと考えております。また、広域連携に当たりましては、当然東京都や埼玉県の理解や協力が当然必要となることから、このような部分も含めまして、狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会の中では研究ができればなど、このように考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ぜひ強力に進めていただきたいというふうに思います。この森林セラピーの森に認定されることを楽しみにして、私の今回の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（押本 修君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

[2 番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、参議院宿舍跡地や都営東京街道団地・向原団地の創出地など国・都・市有地の活用と福祉施策やスポーツ施策の拡充について。

東大和市内には未利用の国有地が約3万平米、未利用の都有地が約11.7万平米あり、市の未利用地としてはのみ福祉園跡地と4月廃場の2つの学校給食センター用地を合わせて約7,700平米になります。市民の福祉の向上に役立てるべきです。

①公有地の活用は今大きく動き出しており、福祉施設やスポーツ施設の整備など市民の暮らしの向上に役立  
てる大きなチャンスとして毎議会で取り上げてきました。新生児集中治療室（NICU）など医療環境のおく  
れや、買い物難民などについても取り上げてきたところです。6月議会以降の推移、取り組みについて伺いま  
す。

2、教育環境について。

①学校のトイレの洋式化、臭いトイレの解消の取り組み状況について伺います。

②就学援助の拡充について伺います。

③教員の長時間労働の解消、とりわけ実態把握について伺います。

3、桜が丘市民広場の準夜間照明設置など、不足するスポーツ施設の整備方針について。

東大和市内のスポーツ施設が不足していることは市も認めているところですが、桜が丘市民広場の11月から  
2月までの利用時間は午後4時までとなっています。これでは小中学校の授業が終わってからの利用はできま  
せん。せめて3月から10月までと同様に、午後7時まで利用できるようにすべきです。

①市の見解と対応を伺います。

②不足しているスポーツ施設の拡充について市の考えを伺います。

4、3市廃プラ施設の建設について。

①進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

②周辺住民の理解を得るための市の姿勢と努力について伺います。

以上です。再質問については、自席にて行います。よろしくお願いします。

[2番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、国有地、都有地及び市有地の平成29年6月議会以降の対応等についてでありま  
すが、国有地の参議院宿舍跡地につきましては、国の介護施設整備に係る国有地のさらなる活用の対応としま  
して、介護施設整備の必要性を考慮し、検討を進めているところであります。

次に、都有地の活用についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、平成29年7月、  
公共公益施設や生活支援機能の誘導により、安全に安心して住み続けられる住宅市街地を形成するための都市  
計画変更等を実施したところであります。また、向原団地の創出用地につきましては、その活用につきまして  
東京都と協議をしているところであります。

次に、市有地についてであります。みのり福祉園跡地の利用につきましては、子育て支援を行う施設に活  
用することについて、引き続き検討を行っております。第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地  
につきましては、売却も含め利活用について検討を始めたところであります。

次に、トイレの洋式化や臭気対策の取り組み状況についてであります。快適な環境のもとで施設が利用で  
きることは大変重要であると考えております。引き続き施設の環境改善に取り組んでまいります。詳細につき  
ましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、就学援助費の充実についてであります。市では制服代やその他準備品に費用がかかる新中学1年生  
の入学学用品費に係る支給時期の前倒しを、平成30年度の新中学1年生を対象に平成29年度中に実施するよう  
に準備を進めております。また、支給額につきましては、国単価が確定しましたので、平成29年4月からの申  
請、支給決定分から新しい単価を適用しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いま

す。

次に、教員の長時間労働の解消や実態把握についてであります。現在、各学校では教職員の出勤の管理とライフワークバランスへの取り組みを実践しているところであります。特に退勤時刻の把握につきましては、教育委員会として改めて校長会で指示をしたところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、桜が丘市民広場の利用時間の延長に関する市の見解と対応についてであります。毎年11月から2月までの桜が丘市民広場の利用時間は、現行、午後4時までであります。そのため利用団体からは、この利用時間を午後7時までに延長してほしいという要望を受けたことがあります。しかしながら、時間延長するには、夜間照明を設置し、安全な環境をつくるために必要な照度を確保する必要があります。そのための照明の設置には多額の経費を伴いますので、現状では困難であると考えております。

次に、不足しているスポーツ施設の拡充についてであります。当市のスポーツ施設は多摩地区の同規模人口の他市に比べ不足している状況であると認識しております。現時点では既存施設の適正な維持管理のため、必要な修繕等に努めているところであります。また、施設の拡充につきましては、東京街道団地の創出用地内に予定されております運動広場の整備に向けて、今後、東京都を初め関係機関と調整をしまいたいと考えております。

次に、(仮称)3市共同資源物処理施設の進捗状況と今後のスケジュールについてであります。事業の進捗につきましては施設整備地域連絡協議会へ、施設の立面図や平面図の提示を行いながら設計を進めているところであります。今後につきましては、まちづくり条例等に基づく都市計画の手続が完了し、都市計画決定がされた後、小平・村山・大和衛生組合におきまして施設建設に必要となる建築確認申請などの手続が進められるものと聞いております。

次に、周辺住民の理解を得るための市の姿勢等についてであります。一般廃棄物の処理につきましては、市に処理責任がありますことから、安定的かつ継続的な処理が強く求められております。このことから、小平・村山・大和衛生組合では、(仮称)3市共同資源物処理施設の建設を前提に、施設整備地域連絡協議会を開催し、周辺住民の皆様から御意見等をいただいております。今後につきましても、小平市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合と連携し、周辺住民の皆様の御意見等を伺い、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、トイレの洋式化や臭気対策の取り組み状況についてであります。洋式化につきましては小学校において、主に1年生が使用するトイレの洋式化を行っております。平成28年度は第一小学校、第五小学校において、平成29年度は第八小学校、第十小学校において実施いたしました。臭気対策につきましては、平成28年度からにおいが余り感じられないトイレも含めて、予防的に小中学校15校のトイレの尿石除去清掃を実施しております。引き続き児童・生徒が安全安心で快適な学校生活を送れるよう、施設の環境改善に取り組んでまいります。

次に、就学援助費の拡充についてであります。平成30年度の新中学1年生を対象に、平成29年度の小学校6年生の支給費目として、入学前の時期に支給できるように現在準備を進めております。

次に、準要保護世帯の支給金額につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に合わせてお

りますが、国単価は確定しておりますので、平成29年4月から申請受け付け分のうち、支給が決定した保護者に対しまして小学校1年生が4万600円、中学校1年生を4万7,400円として支給を開始しております。

次に、教員の長時間労働の解消や実態把握についてであります。現在、教員の業務が多岐にわたっており、その業務を正規の勤務時間内で処理することは難しく、退勤時刻が遅くなる状況があることは承知しております。今年度当初より、教育委員会から各学校に働きかけ、各校では業務改善を通して仕事の絶対量を縮減したり、定時勤務時間を設けたりするなど、長時間労働にならないよう工夫をしているところであります。教員の退勤時刻の把握につきましては、管理職の目視や教員自身による記録によって行ってきたところであります。平成29年8月に中央教育審議会から教員の働き方改革について、学校にタイムカードを導入するなどの提言がございました。教育委員会といたしましても、国や東京都の動向を注視いたしまして、退勤時刻の把握の仕方についても研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それでは、順次、再質問を行います。

まず1のところですが、市有地等利活用検討委員会や公の施設のあり方検討委員会、これは市内の組織ですが、この間、開催されていれば、いつ開催されたのか、どういう議題だったのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 初めに、市有地等利活用検討委員会ですが、2回開催しております。1回目は6月28日の開催でありまして、議題としては4項目あります。（1）としまして市有地等利活用検討委員会において、検討の対象となる市有地等の状況について報告、（2）としまして介護施設整備に係る国有地の活用についての要望書について、（3）としましてみのり福祉園の跡地の検討状況について報告、（4）といたしまして旧第一及び第二学校給食センター跡地の利活用についてであります。2回目が8月3日の開催でございます。議題としては2つ。（1）としまして、介護施設整備に係る国有地及び公有地の活用について、（2）としまして旧第一及び第二学校給食センター跡地の利活用についてであります。

次に、公の施設の管理運営のあり方検討委員会ですが、こちらは開催はいたしておりません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） みのり福祉園の跡地ですが、あけぼの学園と子ども家庭支援センター、さらに子育て包括支援センターの設置についての検討が行われてるのではないかと伺いますけれども、この検討状況について伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ほかの議員へのお答えと重複いたしますが、お答えいたします。

やまとあけぼの学園の老朽化への対応と平成32年度末までに設置することが望ましいとされております児童発達支援センターへの対応、それから同じく平成32年度末までに全国で展開することとされており、子ども家庭支援センターとの一体的な支援の提供が望ましいとされております子育て世代包括支援センターへの設置への対応、これらの3点に対しましては将来的な公共施設の総量の縮減、それから今後の財政負担等を考慮しながら、市民の皆様の利便性のさらなる向上を図り、多機能、複合的に集約した子育て支援の拠点となるものができるよう、今検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 次に、学校給食センターについて、他の議員への答弁の中で、売却、それから定期借地権で貸し出すということも含めて活用に向けた検討が始まったところだという答弁が他の議員にありました。この間、2回、検討委員会でも検討されてるようですが、そういったことでいいのか伺います。



○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 旧第一及び第二学校給食センターの跡地の利活用についてですが、2回、会議の中で議題として取り上げております。最初に6月の会議においては、所在地や面積等の情報を説明をした上で、この議題においては利活用の手段として売り払い価格の見込みについて、また定期借地による賃貸借契約により提供した場合の賃借料見込みなどの説明を事務局としていたしました。その後、利活用の案につきましては、庁内の各部を対象といたしまして、二カ所の旧学校給食センター跡地の利活用について、利用希望の意向調査を行うことといたしました。その利用の調査の結果を、8月の会議において報告をいたしておりますが、このときの調査というものが、まずは利用の意向をお尋ねするというものでありまして、用途地域における用途制限との状況など考慮していない自由意見でありましたことから、詳細の検討は今後進めることといたしまして、回答内容の報告にとどまっております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 8月3日の段階で、利用希望は幾つかあったということによろしいのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 各部の意向といたしまして、幾つか出てございます。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） ちょっと詳細については、きょうは伺いませんけれども、私としては売却ではなくて市内の福祉団体への無償や低額での貸与なども含めて、市民の福祉の向上に向けた活用を現段階で求めておきたいと思えます。

次に、東京街道団地の用地の活用について、その後、進展があれば伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京街道団地につきましては、平成29年7月に地区計画の決定など、都市計画決定等の手続を完了したところでございますが、生活関連施設地区の用地活用については、その後、特に進展はございません。

なお、中高層住宅地区につきましては、東京都が北15号棟と16号棟にお住まいの方、並びに近隣の方に対して建て替え計画の説明会を開催したと聞いております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

それで、向原団地の創出地についてですけれども、北側の1万8,000平米については、都側に知的障害特別支援学校整備の意向があるということが、前議会での私の資料要求によって明らかになりました。この資料に基づいて、今議会でも複数の議員がこの問題をただしているのですが、改めて大変有意義な資料要求だったと自負をしているところですが、南側の2万7,000平米についてどのような話し合いになっているのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都から南側の2.7ヘクタールにつきましては、身近な地域で誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、商業、医療、福祉等の生活支援機能が整った生活中心地を形成することについて、東京都住宅マスタープランに基づいた説明を受けております。現時点におきましては、東京都から商業、医療、福祉等の生活支援機能という方針は聞いてございますが、個別具体の施設について言及されている段階ではございません。

以上です。

○2番（尾崎利一君） この8月1日に知的障害特別支援学校の整備の件については、尾崎あや子都議とともに早期整備を求め、都教委から話を聞いてきました。資料要求で明らかになった4月と5月の協議の後市と協

議を行っているし、今後、協議を加速させたいというふうに、そのとき都側、都教委ですけれども、言っていたわけですが、その後の協議の状況について伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 4月と5月の後、7月に協議を行っております。7月の協議では、東京都の教育庁からは東大和市向原地区に設置する理由といたしまして、校外活動に適した立地や敷地の形状などのお話を聞いてございます。また、都市整備局からは、本格的な人口減少社会を踏まえた今後の住宅施策といたしまして、空き家の利活用など既存の住宅ストックの有効活用を重視した施策を展開していくという、そういった考え方について伺っております。

次に、市が東京都へ伝えていることにつきましては、将来を見据えて現行の地区計画にあるように、市にとって住宅は必要であること、それから向原とする理由は何かということ、建設した場合の市及び市民にとって有益なことの確認などがございます。

以上のとおり東京都の説明を聞きながら、市としては市の活力の維持に資する住宅について理解を求めているところでございまして、今後さまざまな角度から具体的な協議を進めるという段階でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） このときのやりとりかどうかわかりませんが、他の議員への答弁の中で、東大和市としては向原団地のほかにも候補となる都有地はあるというふうに考えているけれども、東京都としては羽村校の教室不足解消に資する新設するための都有地としては、向原団地しかないというふうに言っているというような答弁がありました。これは基本的な事実にかかわる問題だと思いますが、この点での食い違いというのはどういうことなんでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） ほかの議員の答弁でもございましたけれども、東京都ではただいま都営住宅団地の建て替え事業を幾つかやっております。そうした中で創出用地が出てくるのではないかとというふうに考えて、他の市においてあるのかないのか詳細はわかりませんが、あるのではないかと考えておまして、それについてなぜだめだといったような説明を我々は受けておりませんので、東京都はここしかないというふうに言ってますけれども、そのところの確認がまだできていないということでございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

---

午後 3時52分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） 羽村校の教室不足解消を考えたときに、新たに学校を新設する必要があると。その際の都有地としては、向原団地しかない東京都が言っていて、東大和市としてはほかにもあるんじゃないかというふうに考えているというのは、これ基本的な事実なので、早期に解決——事実認識は一致をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、都営団地等については建て替えをやっている時期については、空き地がたとえあっても、これは空き地ではないと、まだ建て替え中だという認識を東京都はこの間、繰り返し言っていますので、そこら辺での認識の違いなんではないかなというふうに私はちょっと考えるわけですけれども、将来的に建て替えが完了して正式な創出用地というふうに規定されるにしても、それまで何年かかかるということになると思います。

先日、都教委から話を聞いてきたところでは、知的障害特別支援学校の設置については、決まってからでも7年ぐらいはかかるというふうに言っていますので、やはり早期に、現在ある土地の中で確定をして設置を進めたいというのは、これはこれで当然なことなんではないのかなというふうに考えるところです。

それで、特別支援学校そのものの必要性については、前の議会でも言及をし、今議会でもほかの議員も取り上げていますので、今回、地元のメリットということで幾つか示されてることについて伺います。

前議会で要求した資料で、地元のメリットとして特別支援学校のグラウンドや体育館などの市民開放が掲げられています。無料で市民開放ですね。スポーツ施設が不足している本市にとって、重要なスポーツ資源にもなるのではないかとこのように思いますが、社会教育部長、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 特別支援学校のグラウンドと体育館の市民開放という件でございますけども、本市のスポーツ施設の不足につきましては、先ほど市長から御答弁もいただいたとおり、他市に比べ不足しているという認識を持ってございます。そういう点を考えれば、仮の話にはなりますけども、向原団地の創出用地に特別支援学校のグラウンドや体育館ができるということになった場合には、本市の市民団体等にスポーツ施設として貸していただくこととなりますので、その点においては不足している体育施設を補うというふうに考えてございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 上林議員がグラウンドの下に雨水貯留槽を設置することで、大雨対策にも大きく資するのではないかとこの指摘も行いましたけれども、この資料、資料というのは前回で資料要求した資料ですね——では福祉避難所だけではなくて、一般避難者を受け入れる避難所としての指定も可能だということになっています。この点も防災の観点ということになりますが、これらも考慮に値するのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 一般的にということもございしますが、耐震耐火鉄筋構造等を備えた公共の建物であれば、福祉避難所としてだけではなくて、あわせて一般の避難所としても活用することは、制度上では可能だと認識してございます。ただし、その際は福祉避難所と一般の避難所として利用する場所の区割りや運用について混乱しないように、施設管理者側と十分な調整が必要になると考えてございます。

また、現在の地域防災計画においては、多摩直下地震による最大想定避難者数である2万3,541人を、市内全避難所において全て収容できる計算になっておりますので、仮に指定することになった場合につきましては、地域防災計画全体の中で、その必要性について判断していくことになるかと考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） いずれにしても新しい施設になりますので、避難所としても耐震の問題も含めてさまざまな優位性があるのではないかとこのように考えるわけです。

先ほど言いましたけれども、決まってからでも7年ぐらいかかるということで、一方で特別支援学校にお子さんが通っている市民の皆さんからも、こうした要望が出てるといことも他の議員への答弁でありました。協議を加速化して、早期に結論を出すということをお願いしたいと思います。

次に、警視庁の未利用地2万2,000平米についてですけれども、市はこれまでまとまった土地としては、市内に残された最後の土地なので取得して活用したいという答弁を行っております。それから、関東財務局立川出張所との間でも、32年度中の取得に向けて早期利用計画の策定に努めるという約束を行っております。早急に利用計画をつくる必要があると思いますが、検討状況について伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 現在、警視庁管理地となっております2万2,000平方メートルの国有地の検討状況についてであります。市有地等利活用検討委員会におきましては、利活用を検討する土地の1つとして所在地、面積という項目とともに、将来におけます取得に向けた利用計画策定の必要があることを説明をいたしているところでございますが、具体につきましては今後検討を進めてまいります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今、平成29年ですから32年中の取得ということになると、もう間がないわけです。これは早急な検討が必要なんではないかというふうに思います。

これは質問ではありませんけれども、さきの中野志乃夫議員への答弁の中で、これまで取得して活用したいという意向を表明していたにもかかわらず、そこら辺が明言されないことで、質問時間が異様に消費されるという事態がありました。こうしたことについては、これまで行われている答弁ですので、きちっとした答弁を行う必要があるということを要求しておきます。

それから、参議院宿舍跡地の問題です。8月23日に宮本徹衆議院議員と一緒に予算要望などを行って来ました。このとき財務省から、東大和市の参院宿舍跡地について、介護施設の利用に向けて話し合いを進めているとの回答がありました。どのように進めているのか、先ほどの答弁であった庁内の検討委員会の内容も含めて教えていただきたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 国有地を活用した介護施設整備の検討状況でございますが、国有地を活用した介護施設整備におけます国と市の連携といたしまして、市に求められる役割としまして、市は国有地について介護施設を整備、運営する社会福祉法人を公募により募集、選定し、社会福祉法人が定期借地による貸し付けを受けることを考えております。そこで、検討委員会では、事業者を募集する前段階の準備といたしまして、介護施設整備のための国有地活用の考え方につきまして、国からの説明や東京都の情報等、整理をいたしまして、事務局として説明をいたしております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは前回だったか、前々回だったか、この検討委員会の中でユニット型だけだと市民の利用がなかなか進まないのではないかと。ただ、多床室だと、この土地を格安で賃借できる優遇措置の対象にならないのではないかとということが検討委員会の中で言われていたということがありまして、国や東京都に私のほうで確認をして、多床室でもこの優遇措置の対象となること。それから、東京都の補助の点でいうと、多床室が全体の3割までであれば東京都の補助対象にもなることなど明らかにしたわけですが、これらの点について国や東京都と確認できたかどうか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの特別養護老人ホームの整備に当たりまして、ユニット型と多床室の取り扱いにつきましてでございますが、国及び東京都の確認を事務局といたしまして行った内容を検討委員会では報告いたしました。特別養護老人ホームの整備に当たりましては、減額貸し付けを受けられる施設の規模については、東京都の施設整備補助要綱において認められる施設規模の範囲の中であれば適用が可能と考えられますが、詳細については事業者、社会福祉法人が提案する施設の内容によるものと国からは聞いております。

そこで、事務局におきまして、東京都におけます特別養護老人ホーム整備費補助制度の概要について確認をいたしました。特別養護老人ホームの施設につきましては、多床室の定員について、全定員の3割以内とすることが示されていることを確認いたしました。この内容について検討委員会の中での報告といたしております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) そういう点では、市の内部での懸念についても払拭されたということだと思いますので、ぜひこれについては推進をお願いしておきたいと思います。

次に、2番の教育環境について伺います。

①の学校トイレの洋式化やトイレのにおいの対策ですけれども、努力は先ほど答弁いただきましたがされているというふうに思いますけれども、平成28年当時に洋式化は26市で一番おこなわれていると。やはりおこなわれているのではないかというふうに思いますが、その要因について伺います。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 学校施設的环境改善ということには、先ほどの答弁にありましたように力を注いでまいっています。その中で振り返りますと、トイレの大規模な改修は平成17年度に四小で、そして平成20年度に第二小学校で、それぞれ1系統のトイレにおいて実施がされております。しかし、その後、中国での大震災が起き、安全安心を最優先に校舎、そして体育館の耐震補強工事に取り組んでまいりました。また、東日本大震災がございまして、非構造部材の耐震化や防災機能の強化にも取り組んでまいりました。このように安全安心を最優先に、学校施設につきましては校舎、体育館の耐震化をし、教室については冷房化を実施し、校舎の外壁改修、今年度で全校が実施できる形になり、また危険だとされるバスケットゴールも耐震化する。また、内部の非構造部材の耐震化にも現在取り組んでいる状況です。最優先にすべきものを安全安心に置いたということから、トイレの環境面については現状の数字だと考えております。ただし、平成28年度からトイレの洋式化につきましても着手をし、現状も進めているというところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) この点で、学校施設環境改善交付金の問題、ちょっと指摘をしたいと思うんですけれども、本市においても学校給食センターの整備に当たって、国の学校施設環境改善交付金、2年間で3億円余り見込んでいたところなんですけれども、これが不採択になって、自腹で、全額自腹でやらなくちゃいけないということになりました。こうしたことが学校施設環境を整える上で、やっぱり大きな本市においては足かせになってきたのではないかなというふうに考えています。

学校トイレの洋式化についても、先ほど言いましたけれども、何度も言って申しわけないですけれども、東大和市が26市で洋式化率が一番悪いということで、8月1日には尾崎都議と都教委、23日には宮本衆議院議員と文科省に、補助金増額などを要望してきました。文科省の担当者によると、今年度の学校施設環境改善交付金について、自治体の要望から積算すると3,000億円ほど必要だったと。概算要求では1,800億円要求したけれども、当初予算でついていたのは690億円だったということです。そうすると、自治体からの要望、3,000億円ですから、七四、二十八で25%を切るというぐらいしか採択されないということになるわけで、この学校環境改善交付金の抜本的拡充が求められているのではないかとこのように思うわけですが、この点についての市の見解を伺います。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 本市に限らず、全国の自治体におきまして、学校施設的环境改善、老朽化等とともに求められています。そういう中で、今数字もございましたけれども、全国の自治体の要望に対して、国の交付金が十分な、満たせる額ではないということで、これまでも不採択の事案、あるいは従前だと採択されていたけれども、その年度に限っては不採択となるというような事案が生じております。このようなことから全国の自治体では、国に対して十分な措置をと、予算措置をとということ、そして当初予算でということの要望もしてございます。東大和市におきましても、市長会、あるいは市の教育長会を通じて、学校施設の整備を計

画的に実施できるように、また不採択事業が生じますと、市の財源の自前での持ち出しですとか、あるいは計画の延伸ですとか、さまざまな支障が生じてまいりますので、改修に必要な改善交付金については十分な予算措置をして採択されるようにということを、引き続き国や東京都に要望してまいります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 実はこの8月23日にも、お金の使い方、軍事費に5億円以上で、どんどん毎年ふやして、こういうところにお金が回らない。学校施設環境改善交付金については、ここ数年のことだと思うんですね、急激に不採択がふえてるというのはね。ということで、きちっとお金の使い方も工夫して、確保してもらう必要があるんじゃないかという話をこちらからしましたら、文科省の担当者も、ぜひ子供たちのことなので使い方、工夫してこういうところに確保してほしいと私たちも思ってますという話もありました。

いずれにしても、これは東大和市だけでできることではありませんけれども、こうした財源確保も含めて、今言いましたけれども、事は子供たちの教育環境にかかわる問題ですので、優先的にぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、②の就学援助のところについて伺います。

それで、この間、就学援助の入学支度金について、要保護世帯は倍増されたので、準要保護世帯についても同様にすべきだということで要求してまいりました。答弁で、そのように今年度からされたということですので、大変感謝をしたいと思えますし、評価をしたいと思えます。

それで、中学校については、来年度の入学支度金、新入学時何とかというんですよね、何かほかの名前ですけど。中学校については入学支度金を4月の入学に間に合うように、今年度中に支給するということですから、これも評価をしたいと思えますけれども、国は入学支度金などについては、必要な時期に間に合うように支給すべきということで、中学校だけでなく小学校についても措置できるようにしました。東大和市で来年3月から中学校について対応するというのは評価したいと思えますが、せっかく国が小学校でも対応できるようにしたんですから、これ対応すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 中学校の1年生、新入学1年生につきましては、29年度中に前倒しをということで現在進めております。御質問がありました新小学1年生でも前倒しをというのが国の通知、また東京都のほうからも適切な対応ということで通知が来ておるのは承知しております。小学1年生に関しましては、先行して実施している他市の事例などを参考にした上で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） この通知ですけれども、平成29年3月31日付で発出されています。この中で、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、中学校等だけでなく小学校等についても、入学する年度の開始前に支給した新入学児童・生徒学用品費等を国庫補助対象とできるよう要綱を改正したというふうに書かれているわけですね。ですから、これちゃんと国からの補助対象にするよと、前倒しで支給しても補助対象にしますよと、そのための措置とりましたよということまで国が踏み込んでいるわけですから、これは早急に他市の状況を見るのではなくてやるべきではないかと思うわけです。間に合うように支給されるかどうかは、対象世帯にとっては極めて切実な課題だというふうに考えるわけですが、この点について認識いかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） まずは新中学1年生の対応を着実に実施をさせていただいて、その間に、まずは確認すべき項目としまして、基準日の設定ですとか、それから前倒しをした際の所得の審査する基準ですとか、もろもろ確認しなきゃならない点等ございます。このようなことを課長会等で、いろいろと情報収集、情

報交換をしながら資料等を集めまして、着実に早い段階での実施に向けてできるように、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 既に何度もこの問題、取り上げて、八王子市のホームページ、あきる野市のホームページで、どのように課題、クリアしてんのかということは、明らかではないかというふうに思いますので、私は今、もう最後のタイミングじゃないかと思うんですけど、9月中に発出できれば小学校についても前倒しの支給が可能ではないかというふうに考えますので、早急な検討をこの点、求めたいと思います。

次に、③の教員の長時間労働の解消、とりわけ実態把握という問題です。

これも8月23日、文科省と交渉したときに取り上げました。文科省の回答としては、看過できない問題だと。タイムカードもないという状況についても、客観的にこれは把握する必要があるんだということで、タイムカードの導入にそんなにお金もかかりませんよねという問いかけもたびたびしているというふうに、まあ担当者は回答しています。

今、働き方改革ということで大分問題になってますけれども、いわゆるブラック企業と呼ばれるような企業でも、タイムカードも備えていないというのは余りないのではないかというふうに思うわけですが、この点、いかがでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 一般企業におきましては、タイムカードと電子的な記録で出退勤時刻を把握してる場合が多いというふうに思われます。学校におきましては、平成27年度の調査なんですけれども、26市で都の教員対象でタイムカードを導入している市というのがございませぬ。ただ、その後、詳細な実態というのはわかりませんが、全都的にタイムカードを導入している地区というものは少ないのではないかと思います。今まで出勤時刻は出勤簿で、押印で把握をしておりました。今もそうでございます。退勤時刻につきましては、管理職の目視、または教員自身の記録という、週の指導計画への記録というようなもので把握をしていたという形になっております。

今議員のほうからもお話がありましたけれども、近年、教員の長時間労働というものが問題になりまして、月80時間以上、残業している教員の割合もふえてきているというような現状もございませぬ。現在、徹底して、その出退勤時刻を把握することに努めておりますけれども、今後もよりよい方法によって対応することが必要であると、そのように認識をしております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 教育長の答弁で、8月、これは29日ですね、学校における働き方改革特別部会、中教審の特別部会で、学校における働き方改革にかかわる緊急提言が出されたわけですね。ここにタイムカード導入の提言もあったということで、これについて研究をしてまいりたいというのが御答弁でした。私は、これ研究では不十分だというふうに考えるわけです。

この先ほどの交渉でもありましたけれども、この緊急提言の中でも、この教職員の長時間勤務の看過できない実態、黙ってそのまま過ごすことはできない実態ということですよ——という言葉があります。それから、この緊急提言について、今できることは直ちに行うという点で、この緊急提言が出されたんだというふうに述べられ、その後の文科大臣の記者会見の中でも、今できることは直ちに行うということが繰り返し言われているわけです。そして、このタイムカード、勤務時間を客観的に把握するという点で、教員の長時間労働がなくなるというわけでないのは当然、私も理解するところですけども、しかしこの緊急提言の中では、業務改

善の基礎だと、基礎、土台ですよ。これがなければやはり改善が進まない大前提だということだと思わなくては。速やかな実施に向けて具体的な検討を直ちに行う、研究ではなくてですね、速やかな実施に向けて具体的な検討を直ちに行うということが、今求められてるんだと思いますが、いかがでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 教育長答弁にもありましたように、今議員のほうからもございましたが、この8月に中教審のほうで文部科学省に対して、教員の働き方改革についてタイムカードを導入することを、緊急提言というのがございました。また、東京都教育委員会におきまして、都立学校職員服務規程の一部改正というものが行われまして、これには職員のうち教育職員は下校しようとするときは職員カード等により、みずから下校時間の記録に必要な所定の操作を行わなければならないというふうに明記されました。また、職員のうち、教育職員は週休日、または休日に登校したときは、職員カード等によりみずから登校時間の記録に必要な所定の操作を行わなければならないというふうになりました。このような動きからも、やはり教員の出退勤の管理、出退勤時刻の把握につきましては、重要な課題であるというふうに認識をしております。

しかしながら、議員のほうからもお話がありましたが、通常のタイムカードで時刻だけが記載されればよいかという、そういうわけではございませんで、例えばカードシステムのようなものを活用して、在校時間までが記録されたりするものがよいのか、またはそのほかの方法があるかなど、その方法に関しては予算面も含めてさまざまな課題があるというふうに思っております。国や東京都の動向、それから他地区の動き等も見ながら、その管理方法については積極的に研究をしていきたいというふうに考えております。それまではさっきも申しましたが、学校において特に教員の退勤時刻について、徹底して把握をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** 東京都としても、もうタイムカード、もしくは何かICTというんですか、そういうので出退勤、明らかにするというのが服務規程で定められたということですから、もう既に足を踏み出すということだと思います。

それで、この緊急提言の中では、服務監督権者である教育委員会は、ICTやタイムカードなど勤務時間を客観的に把握、集計するシステムが直ちに構築されるよう努めることと、こうなってるわけですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがあります。この第2節、市町村立学校の教職員というところの第43条第1項、ここには何と書かれているのか伺います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第2節、市町村立学校の教職員の第43条第1項についてでございますけども、そこにはサービスの監督というものが書かれておりまして、「市町村委員会は、県費負担教職員のサービスを監督する。」というふうに書いてございます。

以上です。

○**2番（尾崎利一君）** 先ほど答弁の中で、校長会で指導したんでは、指示したんではという言葉がありましたけれども、ここで示されているように、市町村教育委員会が、このサービスを監督するというふうに法律上、定められているわけです。指示をして、それぞれの学校任せということではないんだというふうに私は思います。タイムカードで、先ほども繰り返になります。今御答弁ありましたけれども、これで解決できるわけではありません。この緊急提言でも、複合的な解決すべき問題があるということは明らかだと思います。教員が足りないということが、根本問題だと私は思いますけれども、いずれにしてもこの改善の大前提であって、緊急提言でも労働法制上、サービス監督権者である教育委員会に求められている責務だ、直ちに構築されるよう努め



るとされているわけです。ですから、私は直ちに踏み出すと、せめて実施のための具体的検討を直ちに初め早急に結論を出すという構えで、これ臨むべきではないかというふうを考えるわけですが、再度答弁を求めます。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 日常的な教職員の服務に関しましては、校長のほうも服務の監督を、教育委員会の服務の監督を分任して行うことができるというような、すごく昔の文部省の通知にあるんですけども、当然、市教員委員会もその服務の監督につきましては責任があるというふうに認識しておりますし、現在、教職員の働き方改革につきましては、国レベルの問題になってございます。そして今、議論がされている最中ということでございます。東京都も先ほど申しましたように、その動向を見ながら、現在、区市町村教育委員会の意見や校長会の意見等も聞きながら、その対応を進めようと東京都も行ってるところです。市教育委員会でも、退勤時刻の把握と勤務時間の管理だけではなくて、勤務時間外の電話対応、保護者や地域からの電話対応等、働き方全般にわたりまして、今できる対応を順次進めておりますし、今後も進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** 今ありました勤務時間外の電話等の対応などについても、この緊急提言にも書かれていまして、私はきょうはタイムカードのことばかり言って、何か全体を承知してないんじゃないかという話にもなりかねませんけれども、そういうさまざまな手立てを打たなくちゃいけないことは確かです。しかし、そういった改善の大前提である現状把握、客観的な把握の第一歩が踏み出されていないと。手法としてタイムカードなのか、ICTでもっと金かけてやれるのかとかという検討はあると思いますけれども、もう既にやられていなくてはないはずのタイムカードがやられていないということだと私は認識しているので、ICTを活用してもっと在校時間全体を見れるようにするということは、次の課題として、立ちおくれた問題として早急に取り戻すという構えで、先ほど積極的に研究していきたいという答弁もありましたけれども、ぜひ重要性に鑑みて早急に進めていただきたいというふうに思います。

次に、3番の桜が丘市民広場の問題ですけれども、まず午後4時まででは小中学生の利用ができないので何とかしてほしいという声について、この声そのものは正当なものだというふうに考えられているのかどうか伺います。

○**社会教育課長（佐伯芳幸君）** 桜が丘市民広場の11月から2月までの使用時間、午後4時までを午後7時までの延長してほしいという声についてでございますが、この件につきましては、過去にそのような要望を受けておりますので承知はしております。利用時間を変更する場合は、議員も御存じのとおり東大和市体育施設等に関する条例の改正が必要となります。そして、新たに利用時間がふえますので、照明代も踏まえた利用料の設定、管理人の勤務時間増による指定管理料への影響が出てまいります。また、その前提として、日没時間が早い時期を、利用時間を午後7時までとするには、利用者が安全安心して使用できる環境をつくらなければなりません。前回、議会でも御答弁さしていただきましたが、JISの照度基準では運動公園をレクリエーションで利用する場合には、平均値で100ルクスの基準が示されておりますので、そこは最低でも確保しなければならないと思っております。要望の趣旨としては御理解できるんですが、利用者の安全を第1でありますので、そのような環境がない中では時間の延長は困難であると認識しております。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** 今要望の趣旨は理解できるという答弁ありました。私はそこについて伺ったんですよね。この午後4時まででは、授業、終わってから利用できないと。せめて冬以外と同じようにできれば、授業、終

わってから、その冬の期間にも練習できるという声が不当なものなのか、正当なものなのかという点です。趣旨は理解できるということですので、決して不当な要求ではないというふうに理解されてるんだと思います。そうであれば、さまざまな工夫が可能ではないかということなんです。

前の議会の答弁で、今言われた100ルクスという必要な照度を確保するためには、私がああとき紹介をした移動式の投光器ですね。これで20基必要だと。20基を出し入れするというのは現実的ではないので、できないという答弁でした。ああとき紹介したように、これは1基8万円で20基だと160万円ということになりますね、金額的にいうと。それで、同じ団体にまた伺いましたら、ことしはまた格安になって5万数千円で入手をできたということですので、もし20基を活用すれば、160万円よりもっと安く、5万円だと100万円ですか——ということになるわけです。以前、固定式の照明を設置すると数千万円、5,000万円ぐらいでしたかね、かかるという見積もりを市教委は示したことがありましたけれども、ぐっと安く設置できるのではないかというふうに考えます。数千万円などという金額をかけなくても、固定式の投光器を使っても、もっと安くできるのではないかというふうに思いますけども、この点はいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 移動式投光器を用いた桜が丘市民広場での夜間利用についてでございますが、前議会におきまして必要な照度を得るためには、移動式投光器が20基必要であるというふうに答弁、私のほうでいたしました。ただ、そのとき金額のほうは、1基当たりの金額は答弁してなかったという認識でございますけども、私どものほうでの見積もり、ちょっと調べてた経過では、1基当たり30万円以上はしてございました。また、そのほか、それだけ、購入費だけでは済みませんので、そのほかかかる費用として投光器を収納するための倉庫や電源工事などの費用がかかってくるという認識でございます。また、固定式で投光器を、今ネットにつけて、支柱にでしようかね、固定をするということでもできるんじゃないかというような新たな御提案でございますけども、その固定式の投光器がどのくらいの重さか、ちょっと私のほうでもわかりませんが、その重さにその支柱が耐えられるかどうか、いろんなことを考えなければいけないかなというふうに思います。その支柱も決して太くございませんし、それが万が一、倒れたりすれば、けが人が出たり、場所によっては交通事故なんかも出てくるかなというふうに考えられます。

いろいろ考えますと、夜間照明の設置については費用面だけじゃなくて、近隣住民への影響もよく考えて進めなければならないものでありまして、現状では非常に難しい取り組みであるというふうに考えております。現状、私どもは体育施設、不足している対応策として、市長答弁にもありましておおり、東京街道団地の創出用地に予定をされた運動広場の整備、そして既存施設への改修工事、具体的には今やっておりますが市民体育館への冷房工事や、上仲原公園の野球場の改修工事、それから桜が丘市民広場のトイレとバリアフリー化工事、いずれも開設以来の何十年ぶりというふうな、30年以上ですかね——ぶりの大きな工事をしている状況でございます。そういう状況でもございますので、私どもとすると桜が丘広場への夜間照明の設置につきましては、現在検討する予定はございません。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 今の答弁については、②のところでは実は伺おうと思ってたところですけども、東京オリンピックがあるということで、これを前にして体育館の冷房工事や東京街道団地についても、市民から切望されていた運動広場を確保するというので、これは非常に高く評価をしたいと思っておりますし、特別支援学校施設の市民開放についても、先ほど伺いましたけれども、あらゆる機会、可能性を逃さず、こうした施設の確保や拡充、進めていただきたいというふうに思うわけですけども、同時に私は、この桜が丘市民広場について、

やっぱり冬、4カ月という期間、4時までしかできなくて、学校、終わってからではとても利用できないという状況については、何とかしなくちゃいけないんじゃないかというふうに思うわけです。これが、さまざまな困難な状況があるということは、今答弁されましたけれども、しかしそのことによって、この要求そのものが、そんな大それた要求ではない、当然の要求だというふうに私は考えていますので、あらゆる方法で少しでも前進させるために頑張っていたきたいというふうに思ってるわけです。

今検討するつもりはないという、ちょっと冷たいというふうに私は感じましたけれども、答弁でしたけれども、例えば20基で1面全体できるのであれば、半面をやるには8基程度で私は、これ照明、可能なんだというふうに思います。例えばこの半面だけの利用からでも道開くということも含めて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 先ほど課長が答弁しましたけれども、この要求が正当な要求なのかというところに関しては、私どものほうに向けてはさまざまな市民の皆様からの声、聞こえてきます。例えば室内のプールとか、そういうものもつくってほしいとか、いろんな要求が、要望とかいただくことがあります。そういう中では、お一人お一人の市民の皆さんの要望ですので、それは私どもは、どれ1つとっても、皆さん、正当な要望なんだというふうに、私どもは素直に受けとめているところでございます。ただ、いろんな要望ございますので、全てが実現できるわけではないわけですが、限られた予算の中で何から手をつけるか、やっていけるのか、実現可能なところから、それは何なのかと、そういうことを考えて実施計画等でもお願いをして予算の確保をしてるわけです。現状のところでは、桜が丘市民広場、半分でもどうですかというふうなお尋ねですけども、私どもとすると、やはり夜間照明をつけるにはきちんとした設備、上仲原公園みたいな、ああいうすばらしいものまでいなくても、いろんなやり方ないかというのは研究してきた経過はございますけども、今のところは半分とか、そういう考え方は持っておりませんで、時間延長するのであればきちんとした1面の使い勝手に使うと。サッカーも、やっぱり使うとなれば1面、全面使ってやる方、やるケースが多いでしょうから、そういうところは半分とかじゃなくて、やはりきちんとした全面の夜間照明を考えていくべきだというふうに考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） やっていただけるのであれば、もう1面全部やっていただくのがいいわけで、しかしやるんだったら1面、全部やらなくちゃいけないからやらないよということになると、ちょっと違うんじゃないのという感じにもなるわけです。

それで、いずれにしても例えば移動式の投光器の値段一つとっても、前回、私、伺ったときには8万円で、今回それがさらに値引きされて5万数千円になったという話、今紹介しましたけれども、市ほうで見たものでは30万円以上ということで、かなり大きな、もちろん照度もありますからね、乖離があります。それで、実際に私もこの8万円とかって言われている投光器をインターネット上で見ると、二十数万円していたりということもありますので。だから、今かなりそういう値段というのも一律でない、かなり大きな幅があるということでもあると思います。ですから、これだけ大きな幅もあるわけですから、検討する予定はないって冷たいこと言わずに、ぜひそこから辺、調査もし、可能性についても探っていただきたいというふうに思います。再度、答弁を求めます。

○社会教育部長（小俣 学君） 桜が丘市民広場の夜間照明の件でございますけども、繰り返しの答弁になってしまって恐縮でございますが、現状の私どもの社会教育のほうでは、まずやらなければいけないことがめじろ

押しでございまして、まずそちらのほう、まずはきちんとやる必要があると思って仕事をしてるわけございまして、なかなか夜間照明については、研究、検討は現在難しいところでございます。また、生涯学習の生涯スポーツ推進計画の中でも、既存施設の整備、そういうものも入れておりますけども、なかなか夜間照明まで行き届いてない状況でございます。そういう中では、今後、先ほどと重複しますが、夜間照明の設置についてはなかなか難しい、設置については難しいというふうに認識してるところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 検討するつもりはないということでしたけれども、前議会のときには夜間照明が何基必要かということも調べていただいたりした経過もありますので、ぜひそういった調査も含めて、可能性について検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に、4番の……

---

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時44分 延会